

令和6年度 第2回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和6年7月30日

と ころ：山 梨 県 J A 会 館

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

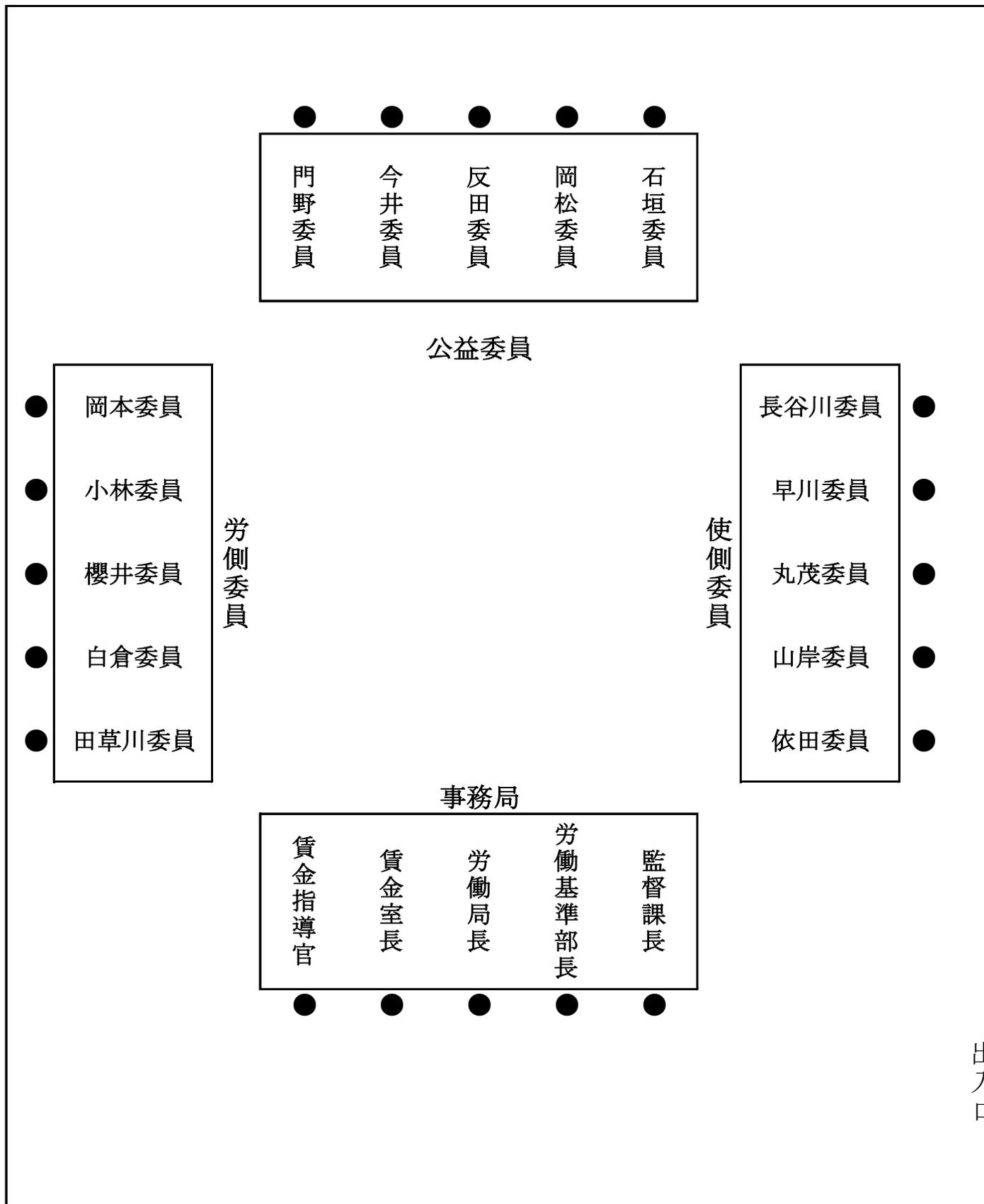
3 閉 会

令和6年度 第2回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和6年7月30日(火)

午前9時30分～

場所: 山梨県JA会館6階中会議室



令和6年度 地域別最低賃金審議日程表

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	2	火	第1回本審（地賃改正諮問） 午後2：00～	全員	山梨県J A会館
	23	火	第1回専門部会 午前10：00～	部会委員	山梨労働局
	30	火	第2回本審（目安伝達・特賃必要性諮問） 午前9：30～	全員	山梨県J A会館
			第2回専門部会(基本的見解) 午前11：00(本審終了後)～	部会委員	山梨県J A会館
8	1	木	第3回専門部会(金額審議) 午後2：30～	部会委員	山梨労働局
	2	金	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午後2：00～	部会委員	山梨労働局
	5	月	第5回専門部会(予備日) 午後1：30～	部会委員	山梨県J A会館
			第3回本審（地賃改正答申） 午後3：00～	全員	山梨県J A会館
	9	金	特定最賃検討委員会 午前10：00～	検討委員会委員	山梨労働局
	21	水	第4回本審（異議審） 午前10：00～	全員	山梨県J A会館

※1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

※2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第2回本審議会)

令和6年7月30日

令和6年度 第2回審議会 (R6.7.30)

配付資料目次

1	令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について (答申) (中央最低賃金審議会)	1
2	令和6年賃金改定状況調査結果 (厚生労働省)	35
3	賃金分布に関する資料 (令和5年賃金構造基本統計調査特別集計) (抄) (厚生労働省)	47
4	地域別最低賃金額、未満率及び影響率 (厚生労働省)	51
5	山梨県最低賃金推移一覧 (山梨労働局)	55
6	山梨県最低賃金の未満率・影響率 (山梨労働局)	57
7	令和6年度最低賃金実態調査結果 (基礎調査) (山梨労働局)	59
8	未満率の算定及び影響率の試算について	69
9	最低賃金と生活保護との比較について (厚生労働省)	71
10	生活保護と最低賃金 (厚生労働省)	73
11	最低賃金と生活保護との比較について (山梨労働局)	77
12	労使からの意見聴取結果について	83
13	特定最低賃金の改正の決定に係る申出書	99
14	地域別最低賃金と特定最低賃金の相違等	107
15	令和6年度 最低賃金改正等の推進について	115
16	山梨県労働組合総連合要請書(2024年7月19日)	119
[参考資料]		
17	最低賃金審議関係の統計調査について	123

令和 6 年 7 月 25 日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和 6 年 6 月 25 日に諮問のあった令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1~3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適当と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

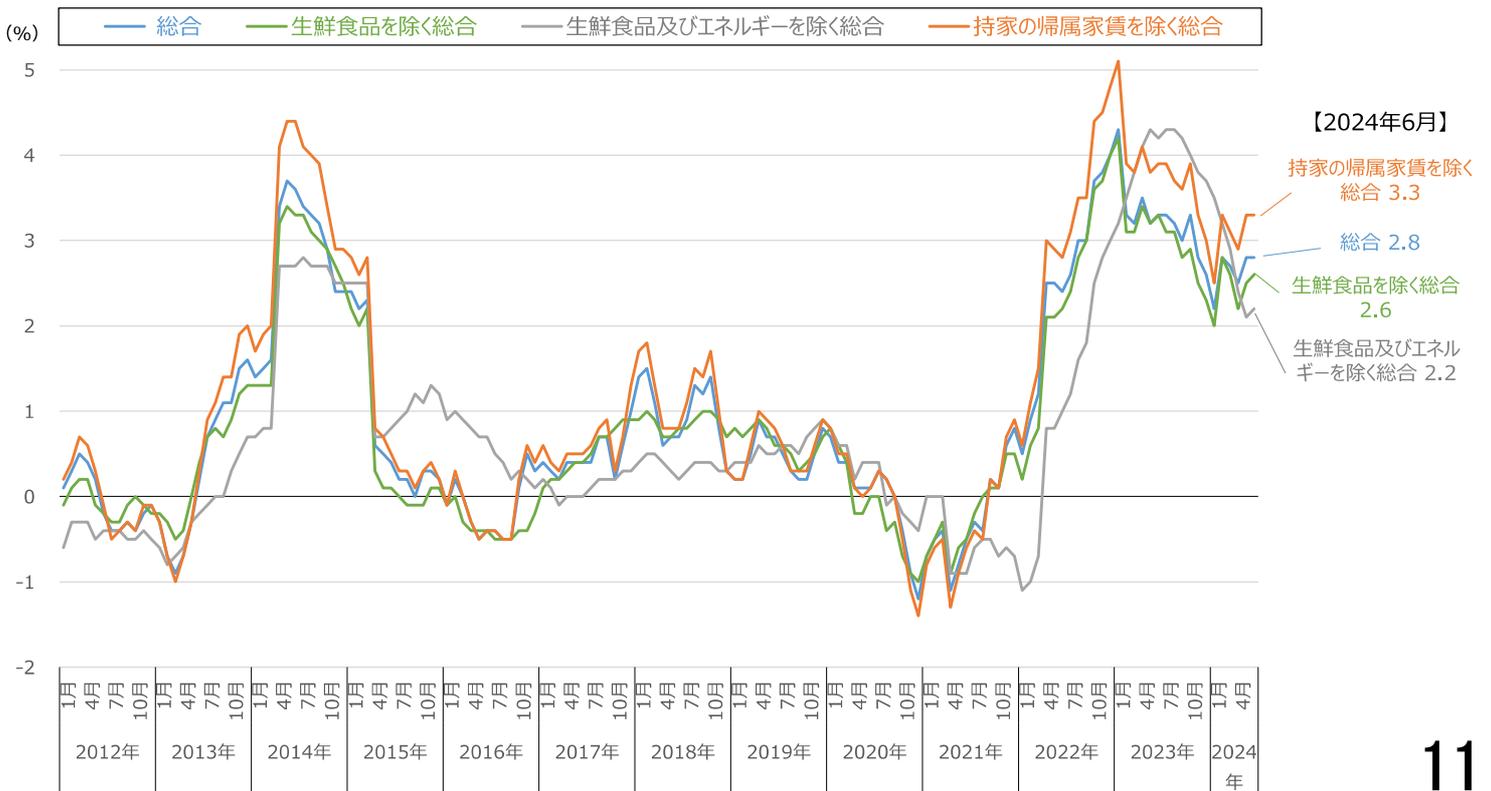
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

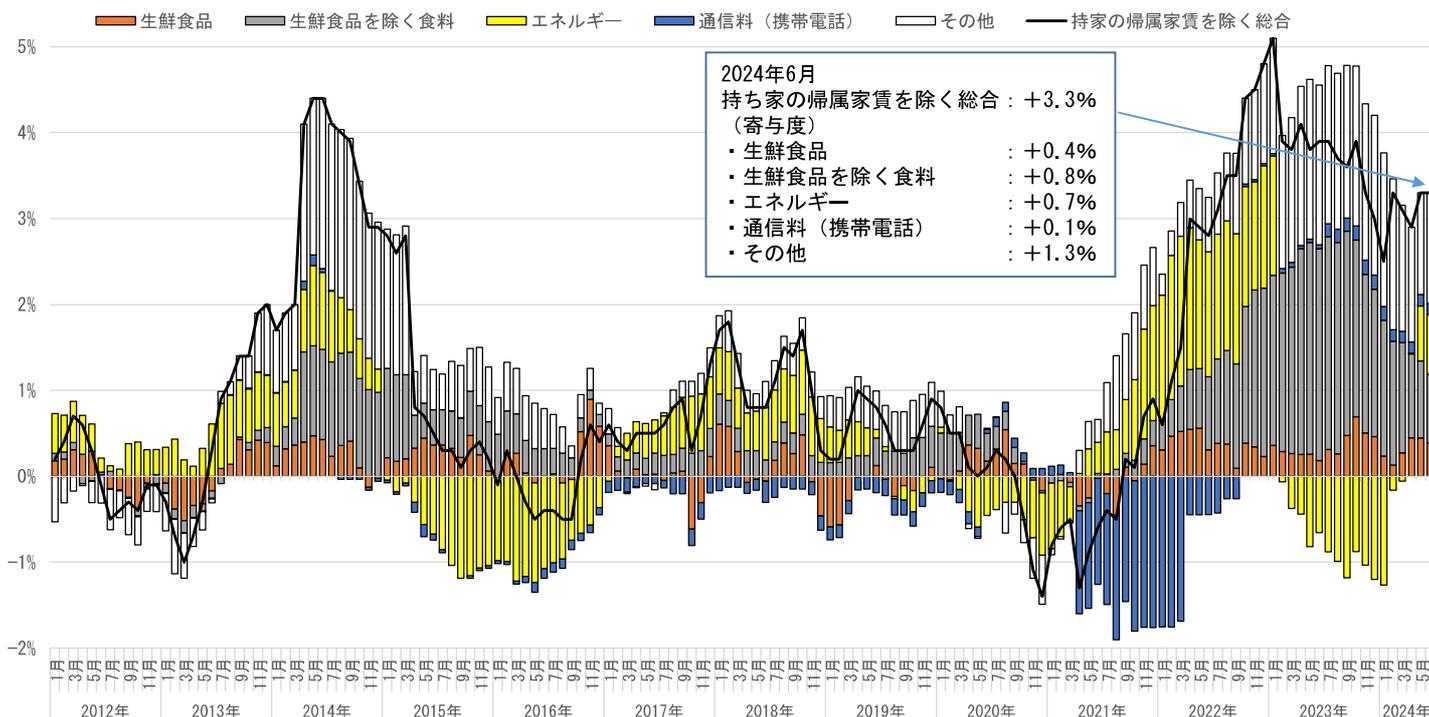
3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。

4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

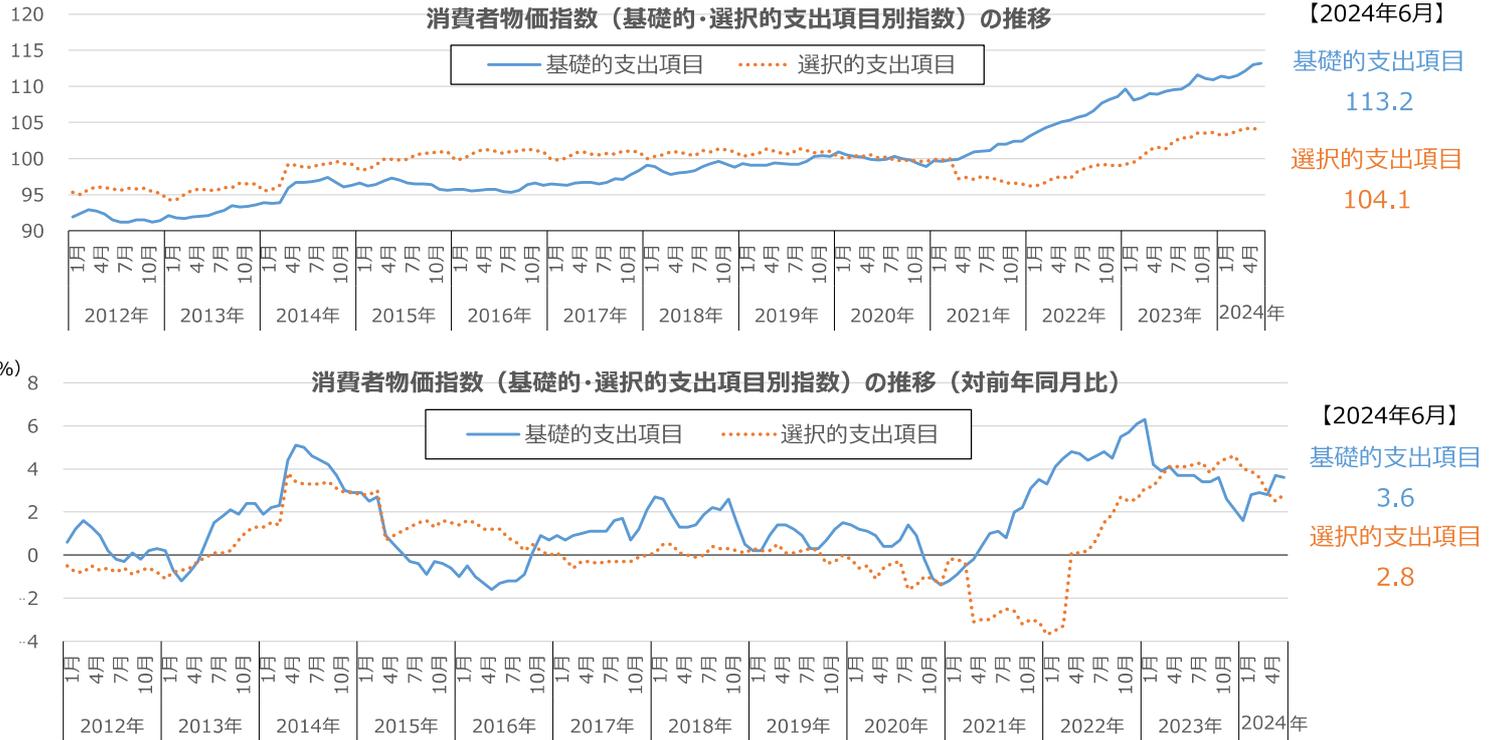
(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウエイト/持家の帰属家賃を除く総合のウエイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- ・ 当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh
 高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh
 高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果(寄与度)試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

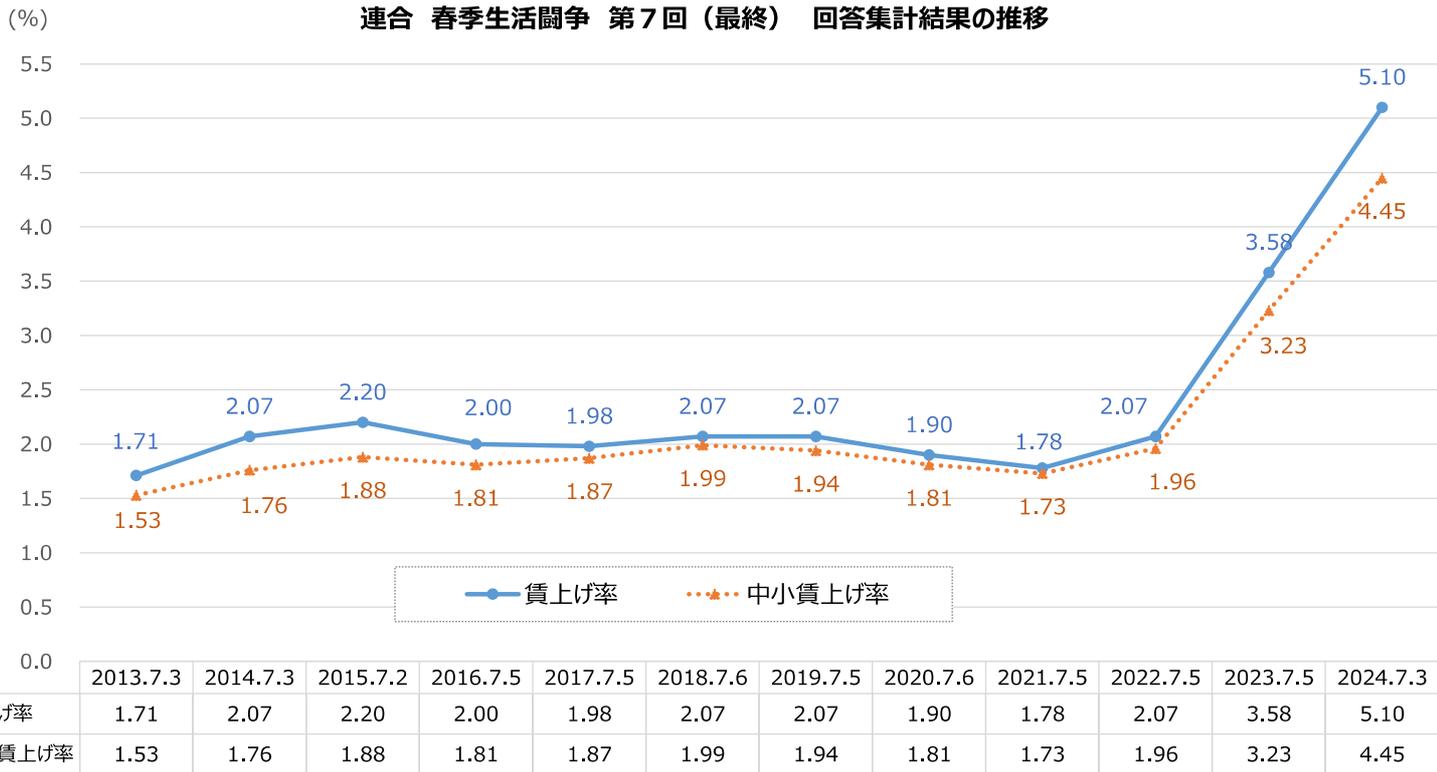
【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉(国産品)	きゅうり	茶飲料
豚肉(輸入品)	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ(国産品)	バナナ	

(資料出所)総務省「消費者物価指数」

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

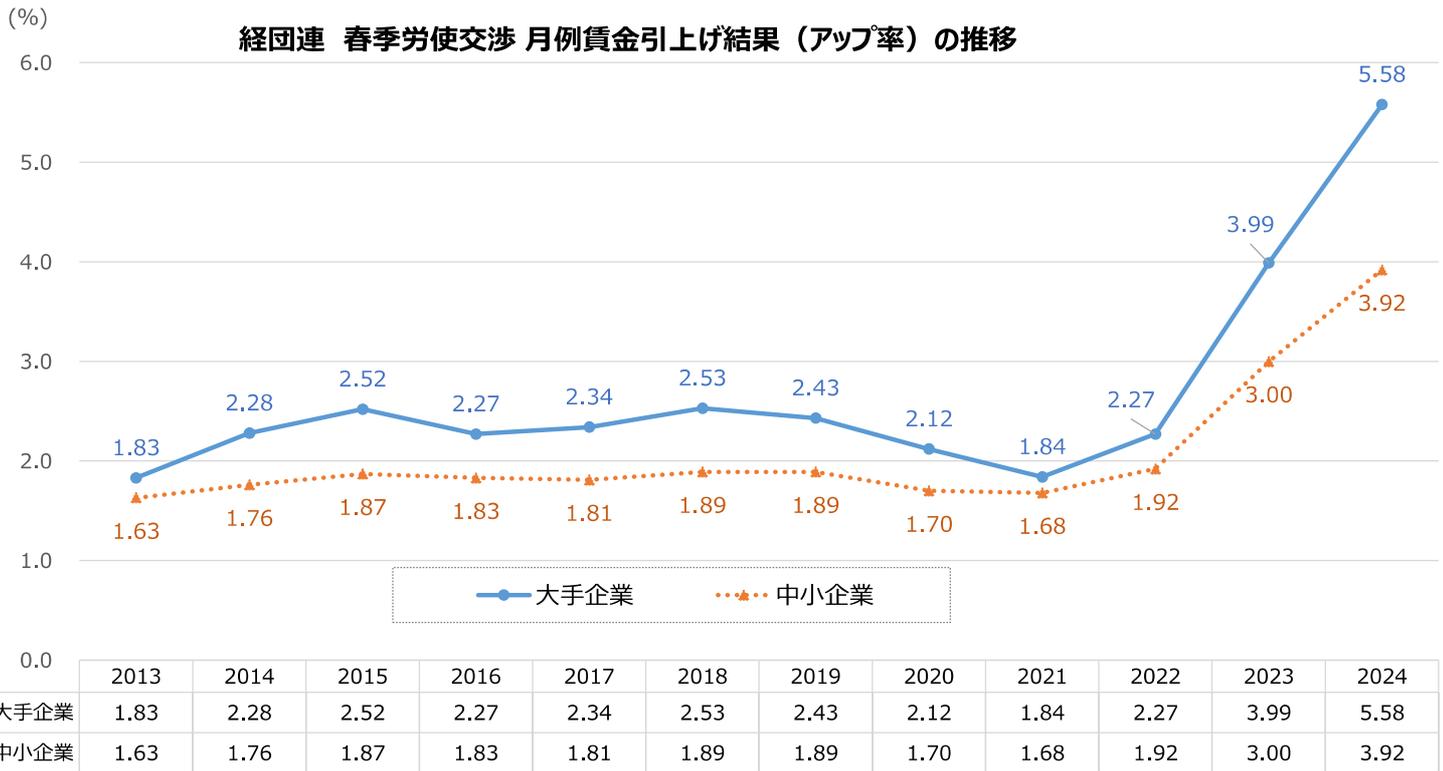
第7回(最終) 回答集計結果(令和6年7月3日)

		単純平均		加重平均	
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)	
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)	
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)	
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)	
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)	

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終) 回答集計結果。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
 （注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社		3.62%
	20人以下	8,801円	
	709社		3.34%
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社		3.43%
	20人以下	43.3円	
	450社		3.88%

(注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
 2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,201	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	R5年	R6年	
	6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			6月	6月			
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 業 態 ラ ン ク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年	R5年6月	R6年6月	R5年	R6年					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,511	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,271	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一 般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パ ー ト	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、%）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経 常 利 益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲14.9	▲12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲14.5	▲12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲13.6	▲11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲15.6	▲9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲11.2	▲16.0	▲18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲4.8	28.5	14.1	2.2	▲24.0	▲0.3	▲10.8	70.7	
売 上 高 経 常 利 益 率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

(単位：億円、%)

		令和4年				令和5年				令和6年
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
〃 1,000万円～1億円	63,893	44,881	41,981	58,343	74,621	55,442	53,231	54,112	88,677	
前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8	
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

(単位：%)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
労働分配率	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5	2,941,615
	資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
	〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
	〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
	〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488	

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 1 金融業、保険業を除く全産業。

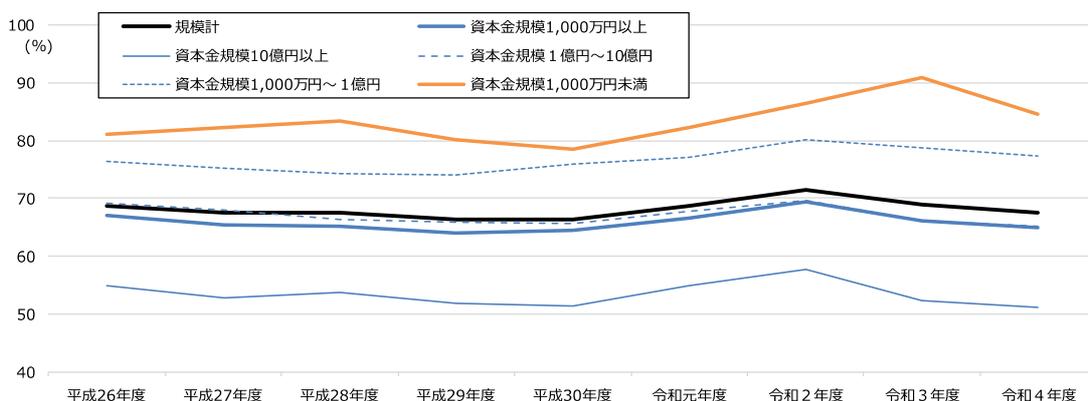
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額。

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産貸借料 + 租税公課 + 営業純益。

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費。



従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

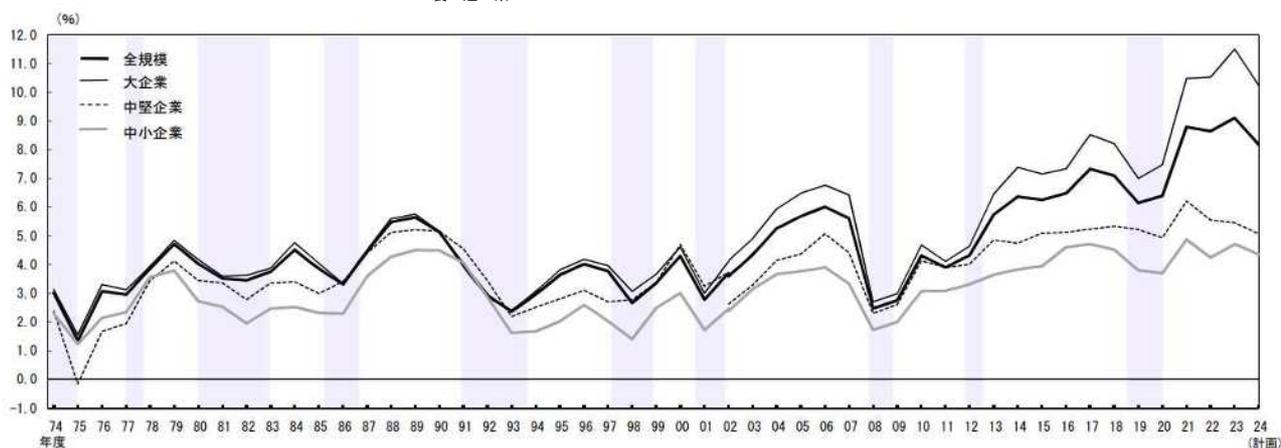
付加価値額 = 営業純益(営業利益-支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

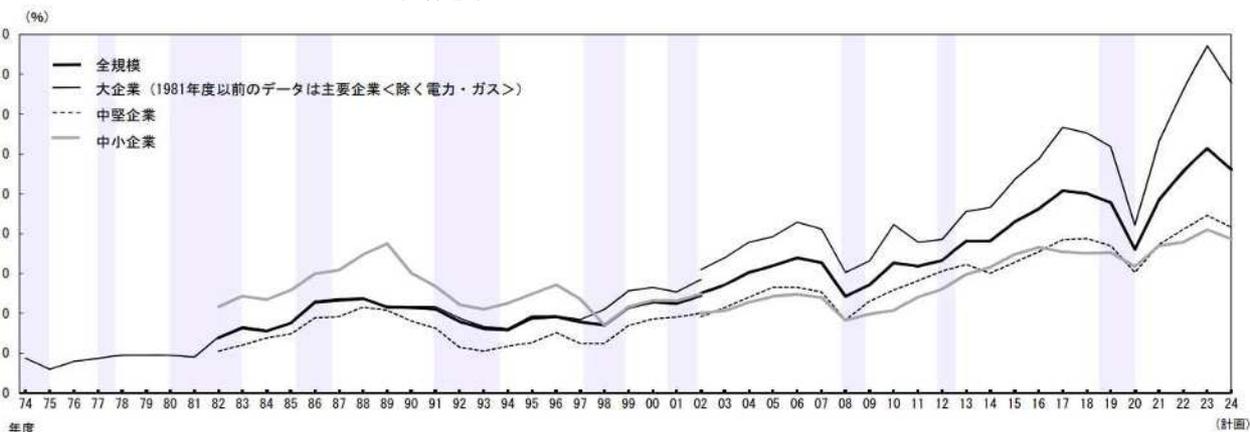
売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	9.10	8.17
	非製造業	4.85	5.57	6.14	5.61
大企業	製造業	10.48	10.52	11.50	10.23
	非製造業	6.31	7.61	8.71	7.78
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.45	5.07
	非製造業	3.73	4.11	4.46	4.16
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.71	4.35
	非製造業	3.70	3.79	4.10	3.87

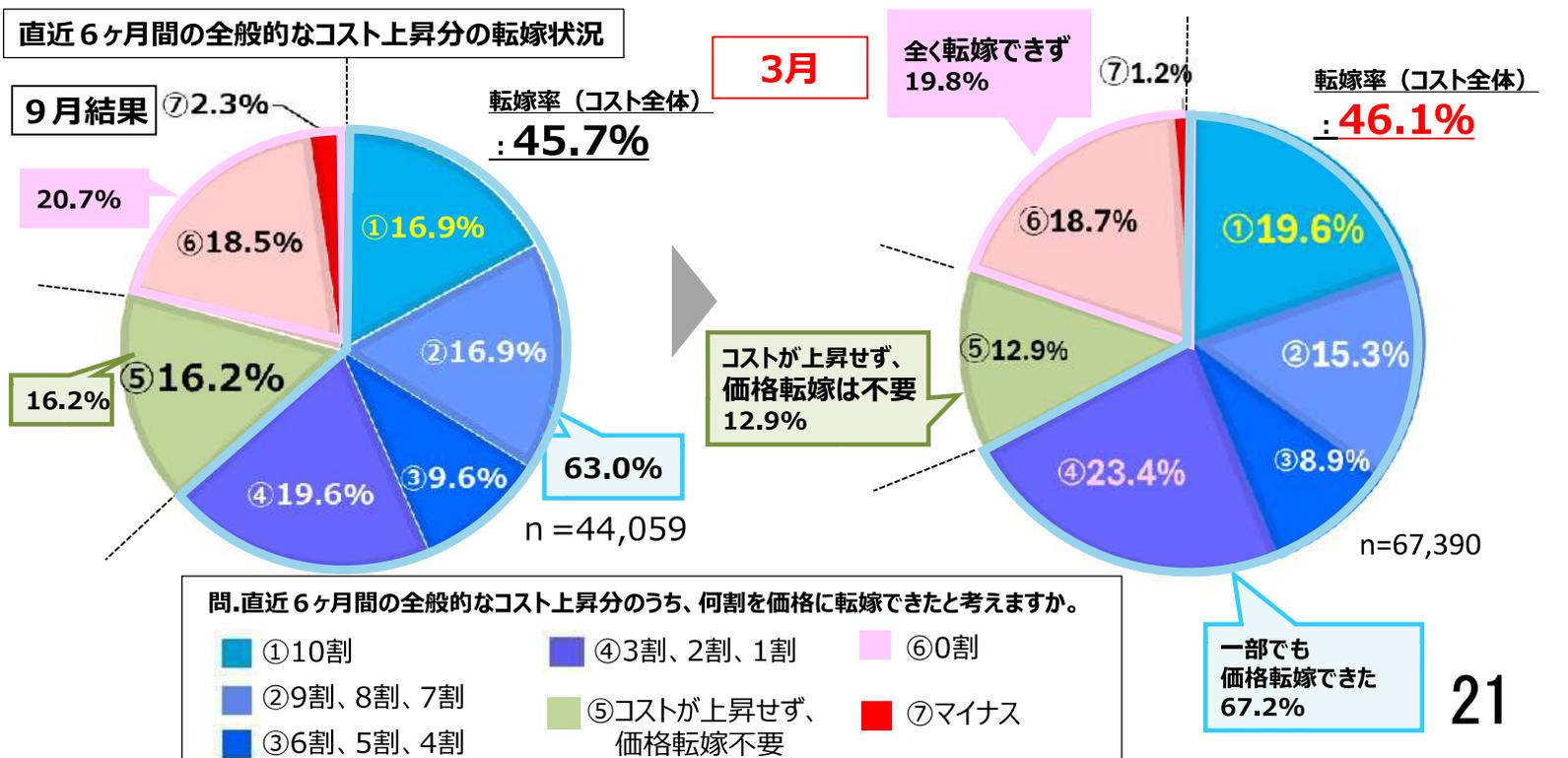
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除して、売上高経常利益率を算出する。

価格転嫁の状況①【コスト全般】

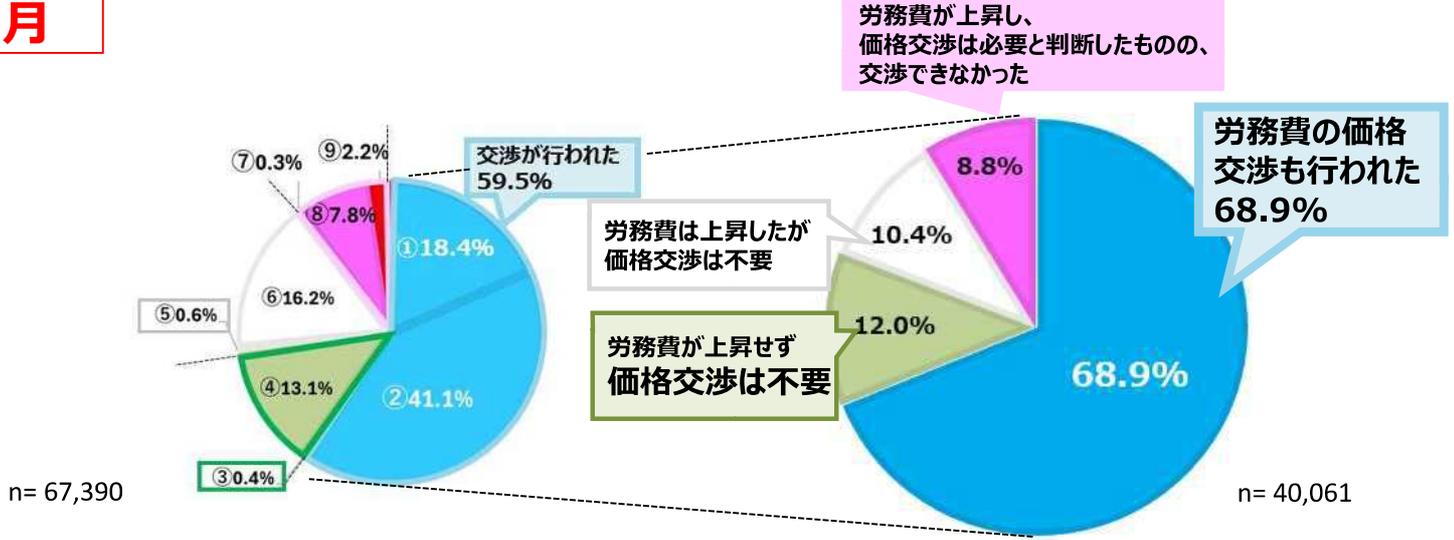
- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ **価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。**



(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



(資料出所) 東京商工リサーチ

22

23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

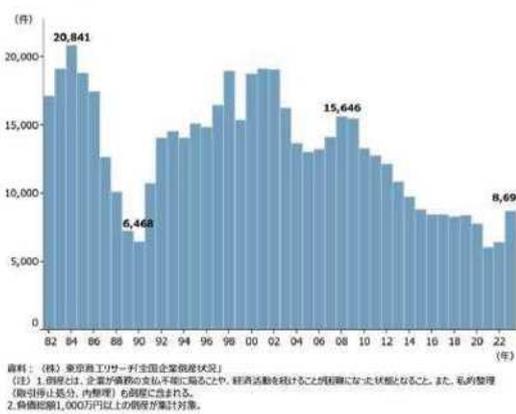
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染症拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

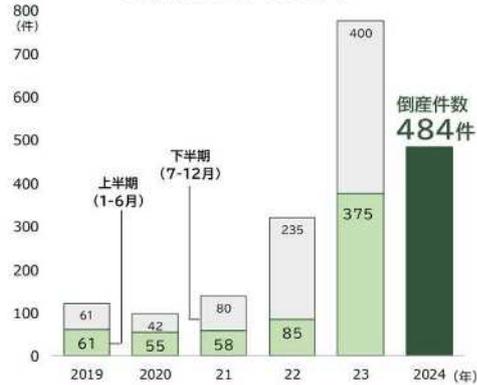
全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



「物価高倒産」件数推移

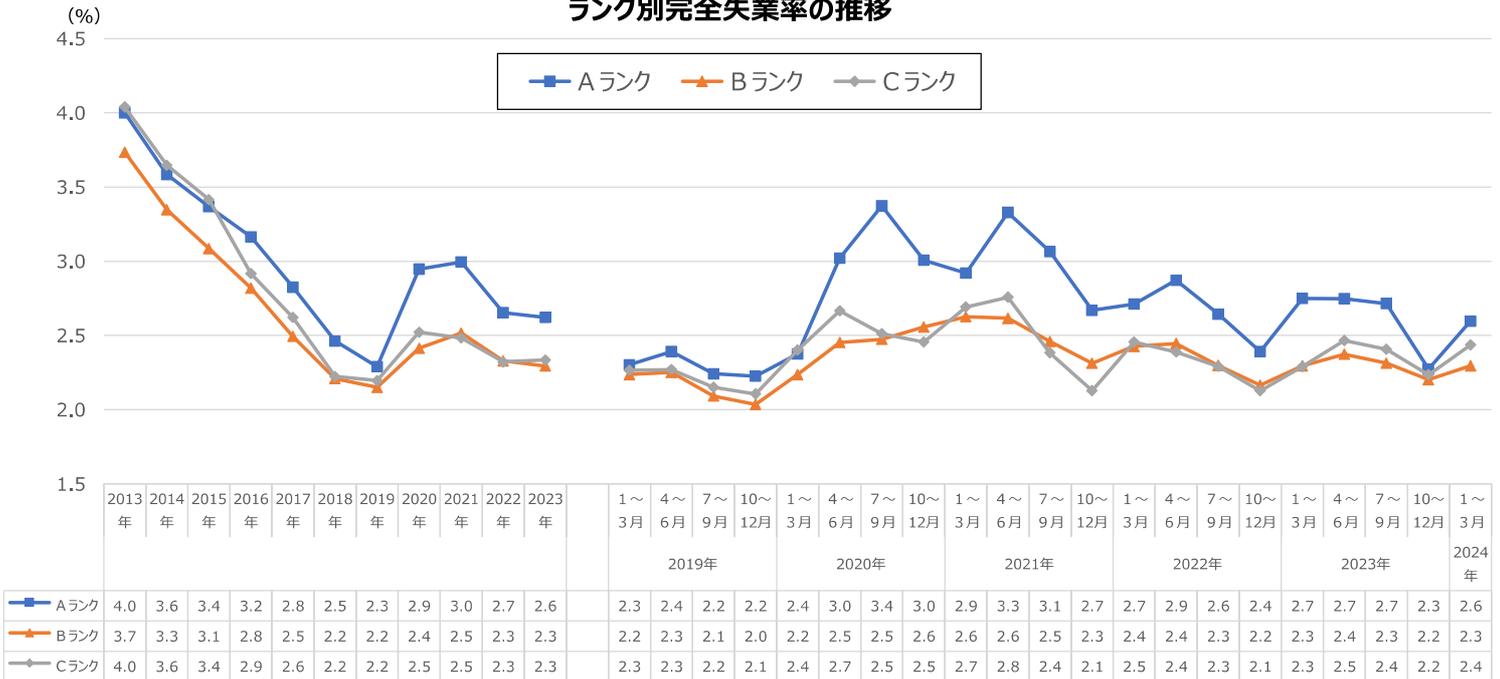


(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
 ※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移

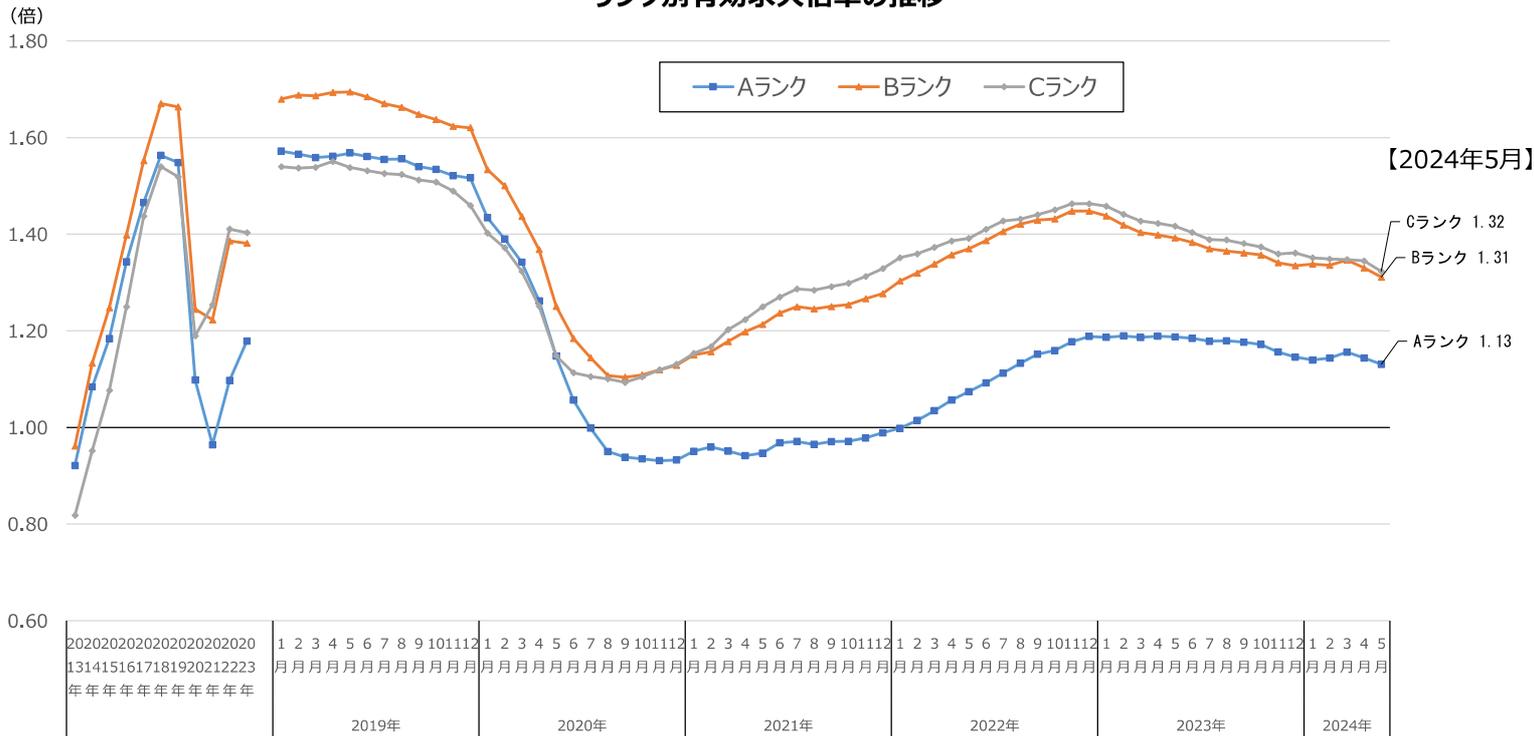


(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

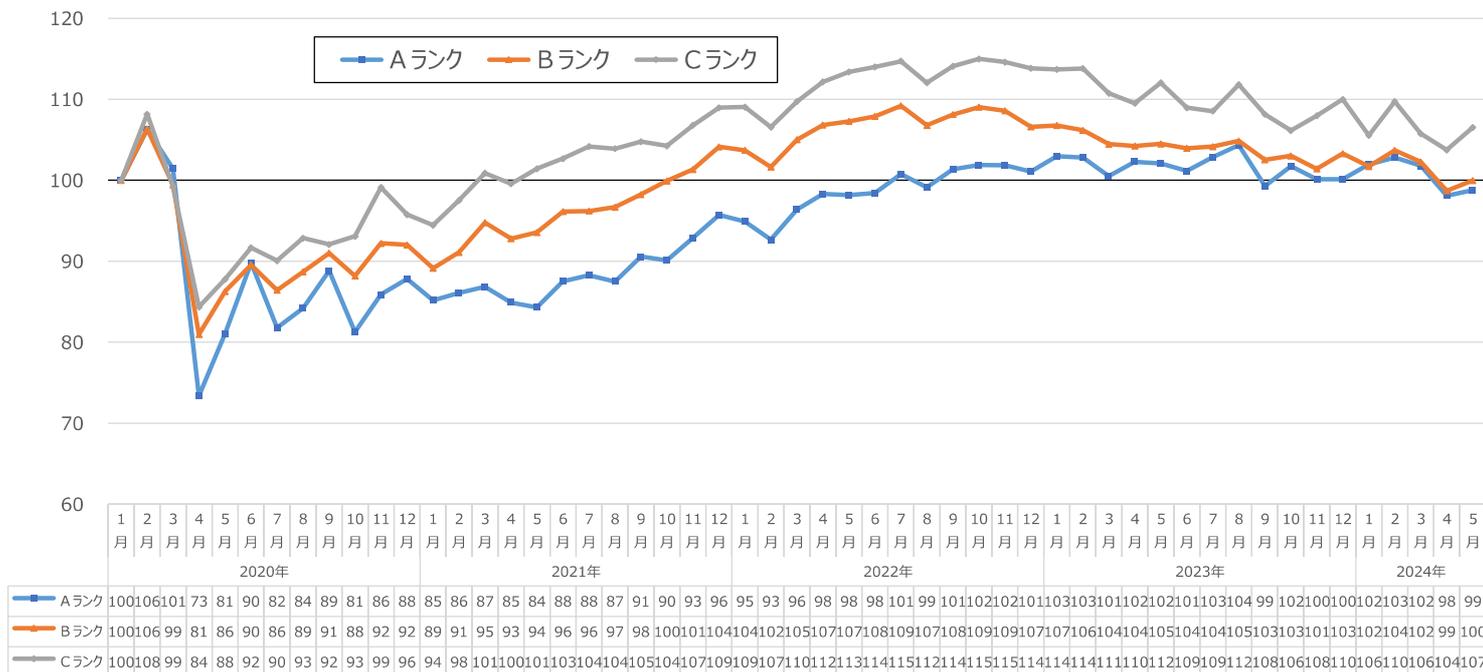
- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそらえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

令和6年中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会における労使の見解

労働者側見解

- ・春季生活闘争では、33年ぶりの賃上げ結果となり、この流れを社会全体に広げていく必要がある。
- ・労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に引上げ、まずは2年で全都道府県において1000円以上、中期的には、一般労働者の賃金の中央値の6割の水準を目指すべき。
- ・現在の最低賃金額は絶対額として最低生計費を賄えていないし、新たに人を採用することは既に困難である。
- ・地域間格差は、地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業等の事業継続の厳しさに拍車をかける要因となる。
- ・ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当である。
- ・最低賃金と雇用の維持は相反しない。むしろ、人口流出や人口不足が顕著な地域、中小企業等において、人材確保の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。
- ・企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力に総じて問題はない。
- ・社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきである。
- ・地域間額差の是正につながる目安を示すべきである。

使用者側見解

- ・成長と分配の好循環に向け賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なる。
- ・目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示すなど、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要である。
- ・「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、交易委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきである。
- ・賃金改正状況調査の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとその基本的な考え方は変わらない。
- ・生計費は高い水準であり、賃上げの動きは着実に広がっているが、企業の賃金支払能力に大きな改善は見られない。
- ・最低賃金を一定程度引き上げることの重要性は十分理解しているものの、今年の賃上げの対応は二極化が見られ、業務改善がない中で、賃上げを実施する企業が6割に上っている
- ・最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念がある。
- ・コスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当する存在することも十分に考慮すべき。
- ・地域の中小企業等は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットであり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要がある。

令和6年中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会における公益委員見解

見解の概要

- ・生計費（消費者物価指数）は、平均3.2%増（R5.10～R6.6）であり、特に、「頻繁に購入する」品目の同期間での平均5.4%増である。今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視した。
- ・賃金上昇率は、賃金改定状況調査結果において、平成14年以降最大。企業規模によって、賃金上昇率の水準に開きがみられる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引き上げの状況がみられる。
- ・経常利益は増加し、経常利益率も安定して改善の傾向。労働分配率は資本金1000万円未満の規模だと84.6%と高くなっているものの、足元では、6.4ポイント低下。大企業と中小企業との開きは大きくなっており、二極化の傾向にある。
- ・価格転嫁については、一部では好転する一方、1割～3割しか価格転嫁できなかった割合も増加しており、二極化の兆しがある。
- ・企業規模により、賃上げ原資の程度が異なる。
- ・賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業等にも波及させること、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について最低額を保証し、国民経済の健全な発展に寄与するものであることを留意し、今年度の各ランクの引き上げ額は、5.0%（50円）を基準として検討することが適当である。
- ・地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。
- ・その上で、賃金改定状況調査結果では賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。
- ・これらのことを考慮すれば、Aランク50円（4.6%）、Bランク50円（5.2%）、Cランク50円（5.6%）とすることが適当である。

令和6年中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会における公益委員見解

政府への要望

・地方、中小企業等に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応、価格転嫁対策を徹底し、賃上げ原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施すること、業務改善助成金をしっかり活用できるよう充実させること、キャリアアップ助成金などの助成金について賃上げ加算等を充実させること、年収の壁・支援対策パッケージの活用促進、被用者用適用拡大等の見直しに取り組むこと。

地方最低賃金審議会への期待等

・今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があること、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることに配慮いただきたい。

令和6年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 16,373 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（確報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	7,030	2,026	28.8%
B ランク	5,261	1,698	32.3%
C ランク	4,082	1,425	34.9%
合計	16,373	5,149	31.4%

4. 集計労働者 29,463 人

（うち、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和6年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和6年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和4年度分、令和5年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和6年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和6年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和5年6月分、令和6年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和5年6月分、令和6年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和5年6月分、令和6年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	42.3	0.9	39.2	17.6	100.0	44.2	1.1	40.0	14.7	100.0	39.0	1.3	40.1	19.6	100.0	48.6	0.2	36.0	15.2
B	100.0	43.4	0.5	41.6	14.6	100.0	46.0	1.2	35.7	17.1	100.0	42.4	0.4	43.9	13.3	100.0	53.5	0.0	27.7	18.9
C	100.0	42.4	0.9	37.1	19.6	100.0	40.7	1.8	31.7	25.8	100.0	41.8	1.1	37.6	19.4	100.0	49.4	1.5	36.5	12.5
計	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4
R5年	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	28.5	0.0	51.9	19.5	100.0	32.6	1.8	48.4	17.2	100.0	61.8	0.3	19.4	18.5	100.0	43.5	1.2	40.3	14.9
B	100.0	32.4	0.7	49.8	17.0	100.0	28.7	0.0	61.4	9.9	100.0	63.5	0.0	22.3	14.2	100.0	39.7	0.7	46.7	12.9
C	100.0	33.9	0.0	43.5	22.5	100.0	28.7	1.7	48.5	21.1	100.0	64.4	0.5	17.9	17.2	100.0	38.3	0.5	45.4	15.7
計	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0
R5年	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.7	4.5	5.1	4.5	5.0	5.6	3.7	4.8	-12.0	-7.3	-17.8	-1.5		-7.8	-27.5	-1.4	1.9	1.9	1.8	2.2	1.4	1.7	2.2	2.1
B	4.5	4.2	5.1	4.8	4.1	5.0	3.9	4.1	-10.8	-13.7	-22.4		-1.1		-0.0	1.9	1.8	2.1	2.5	1.3	1.4	2.5	1.6	
C	4.5	3.4	4.4	3.9	6.0	4.7	4.4	4.6	-9.2	-6.6	-10.8	-20.2		-2.7	-12.0	-1.8	1.8	1.2	1.7	1.6	2.0	1.3	2.7	1.8
計	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	-11.1	-10.2	-17.5	-12.3	-1.1	-6.6	-22.8	-0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8
R5年	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数												
A	1.5 %	3.2 %	5.0 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.6 %	3.2 %	5.2 %	0.56	2.2 %	3.5 %	5.0 %	0.40
B	1.6	3.2	5.2	0.56	1.8	3.0	5.0	0.53	1.9	3.5	5.6	0.53	2.0	3.5	5.5	0.50
C	1.5	3.2	5.5	0.63	1.1	3.0	5.0	0.65	1.7	3.2	5.3	0.56	2.0	3.2	5.0	0.47
計	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46
R5年	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.8 %	4.1 %	7.0 %	0.63	1.3 %	3.1 %	8.0 %	1.08	1.5 %	2.7 %	4.5 %	0.56	1.5 %	3.2 %	5.1 %	0.56
B	1.0	3.7	5.9	0.66	1.9	3.8	6.7	0.63	1.4	2.5	5.1	0.74	1.7	3.6	5.0	0.46
C	2.6	4.5	8.0	0.60	1.5	3.7	5.8	0.58	1.4	3.0	5.4	0.67	2.0	3.0	5.0	0.50
計	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50
R5年	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月	R 5年			
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
男 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
女 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	R 5年 6月	R 6年 6月		R 5年	
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,486	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,056	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,184	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年	R5年 6月	R6年 6月	R5年	R6年					
計	A	1,611	1,655	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,263	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8	

(資料注) 第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人(83.6%)。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して				
		変わらない	早 い	遅 い	その他	
A	100.0	79.4	8.5	1.7	10.5	
B	100.0	76.4	9.8	2.6	11.3	
C	100.0	73.7	13.0	2.0	11.3	
計	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0	
	R5年	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.5	3.2	16.8	52.2	8.4	100.0	21.5	1.3	17.7	55.4	4.0	100.0	22.7	4.2	14.0	53.2	5.9	100.0	17.3	1.5	12.8	57.5	10.9
B	100.0	17.2	2.9	17.2	56.8	5.9	100.0	24.1	2.5	12.3	55.3	5.8	100.0	16.5	1.6	21.0	55.8	5.0	100.0	24.6	10.4	7.9	51.6	5.6
C	100.0	23.4	2.5	18.6	46.8	8.6	100.0	30.8	4.0	19.5	35.6	10.0	100.0	25.5	2.5	17.4	48.5	6.0	100.0	11.7	4.5	21.5	53.0	9.3
計	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8
R5年	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.0	2.1	25.7	47.0	11.2	100.0	12.4	2.2	15.1	58.6	11.6	100.0	31.2	7.5	17.9	33.2	10.2	100.0	14.7	3.0	11.5	61.5	9.3
B	100.0	16.1	3.1	21.5	53.0	6.2	100.0	8.1	0.0	14.5	71.5	5.9	100.0	24.4	2.1	15.3	45.7	12.5	100.0	12.2	5.7	14.3	64.0	3.7
C	100.0	21.9	2.7	27.1	38.8	9.4	100.0	21.1	1.4	14.1	55.6	7.9	100.0	31.0	2.7	7.2	43.9	15.2	100.0	15.4	1.0	18.1	56.2	9.3
計	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4
R5年	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和5年	令和6年
39.5	40.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和5年	令和6年
男性	42.1	42.2
女性	57.9	57.8

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和4年度	令和5年度
241.5	241.6

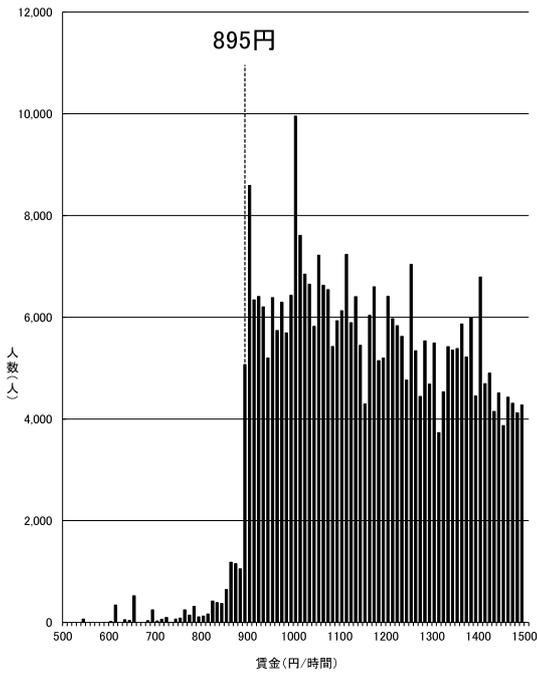
賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	……………14
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	……………27

山梨県掲載ページのみ抜粋

群馬(B)

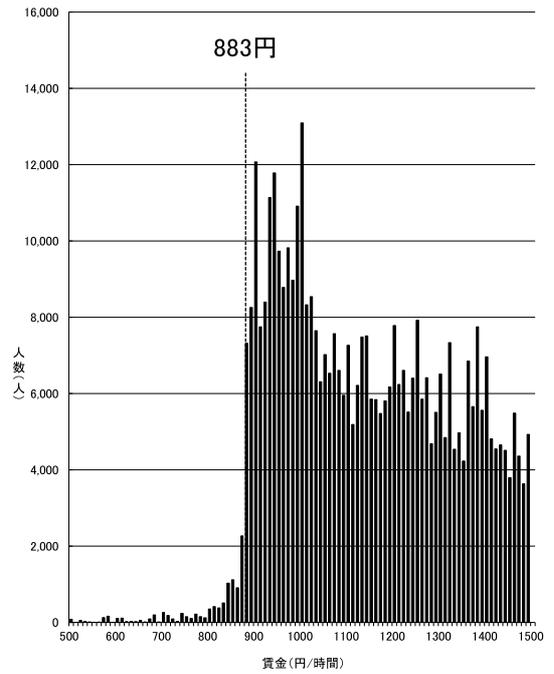


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

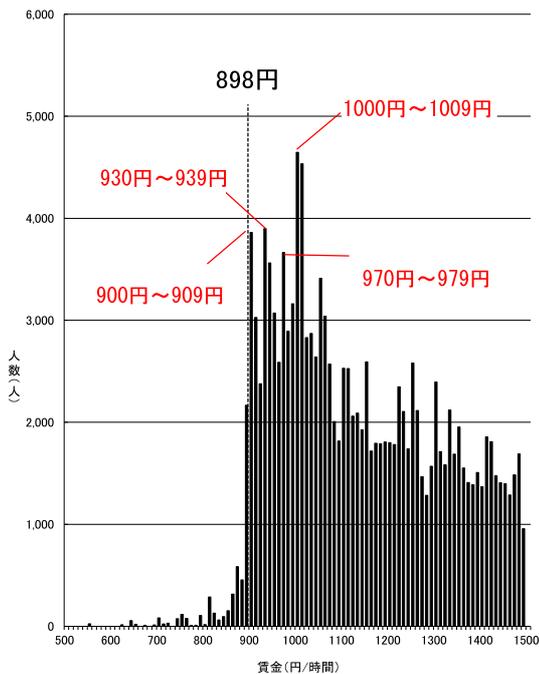


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

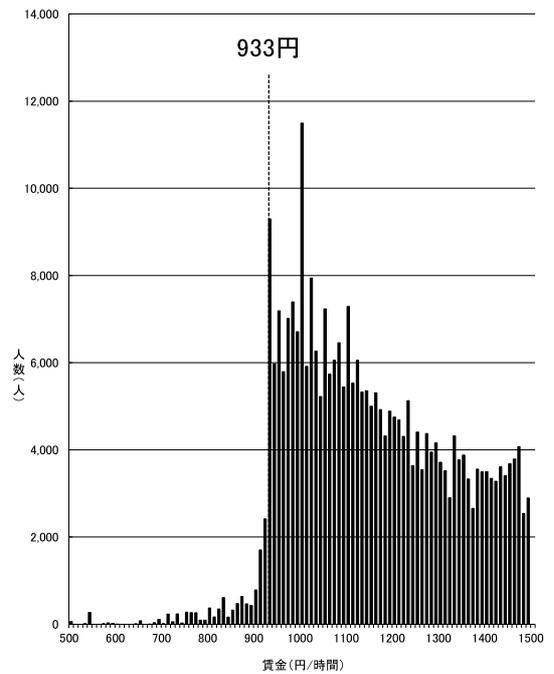


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

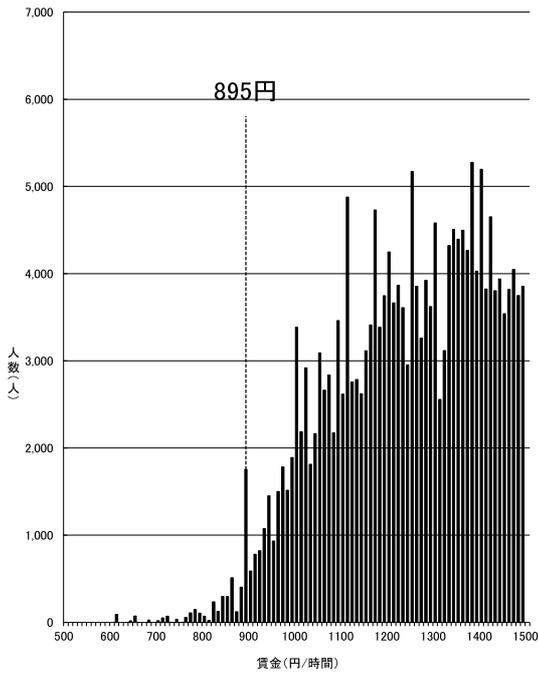


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

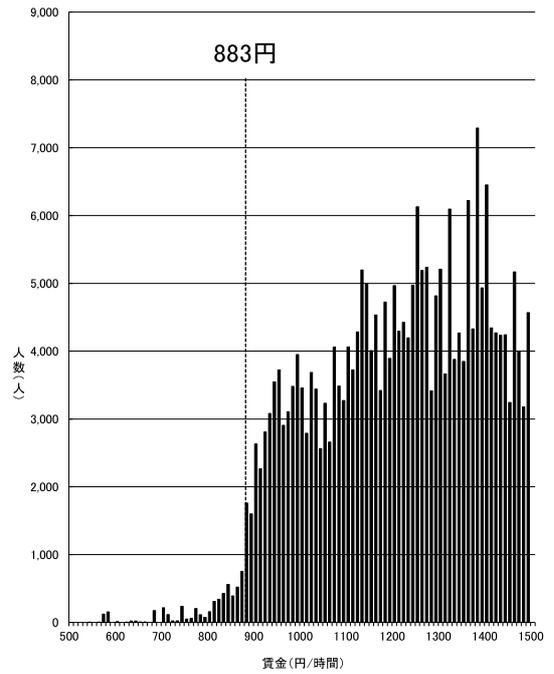


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

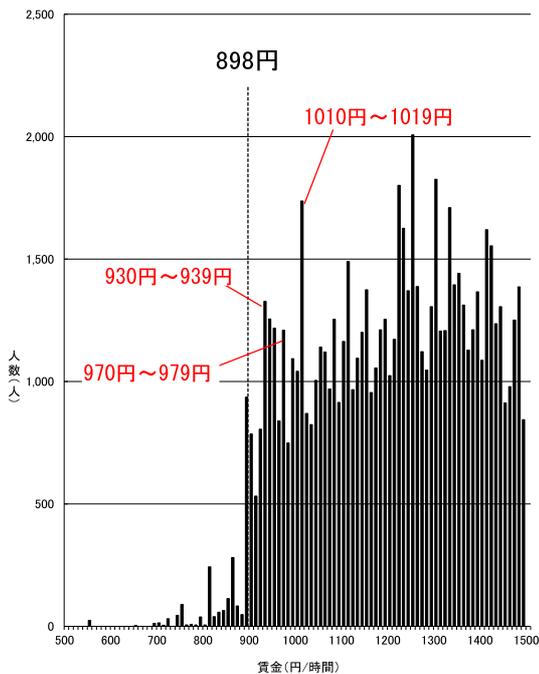


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

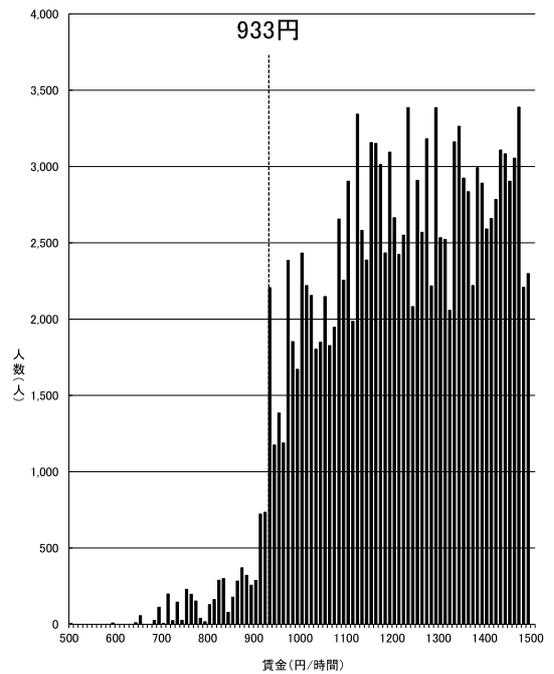


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

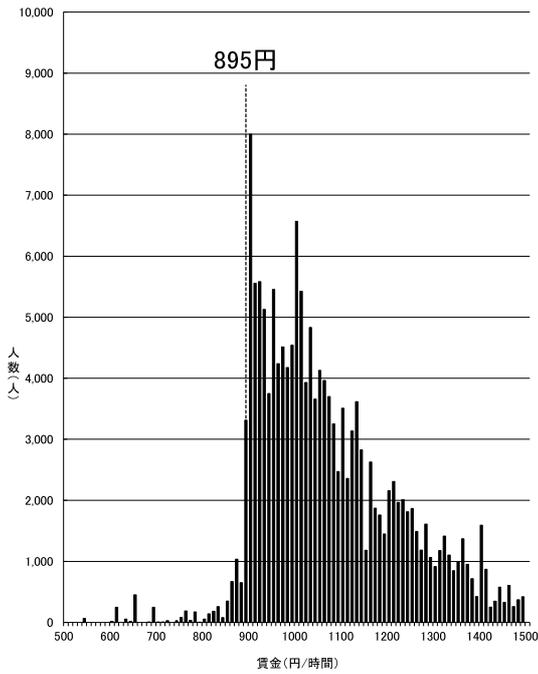


資料出所：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

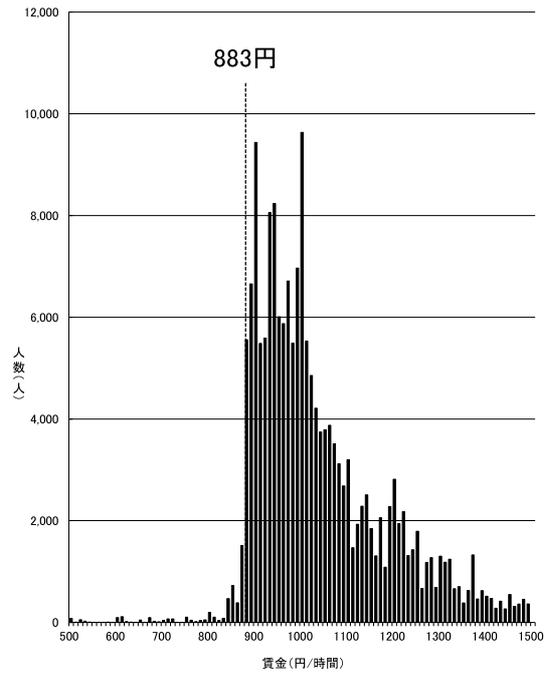


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

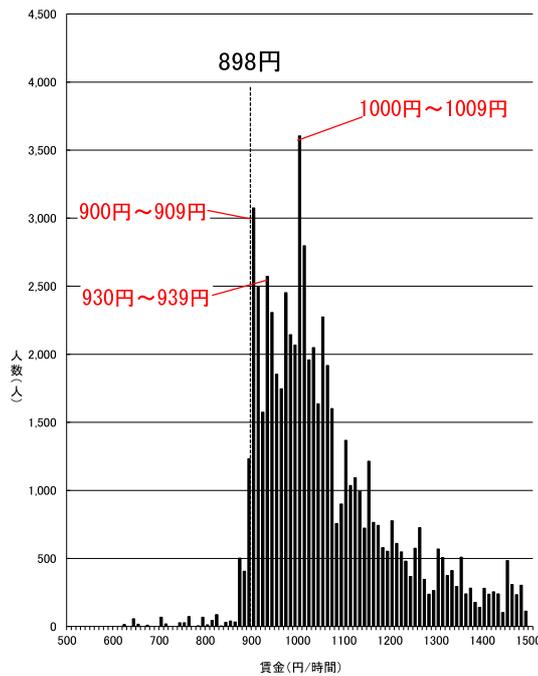


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

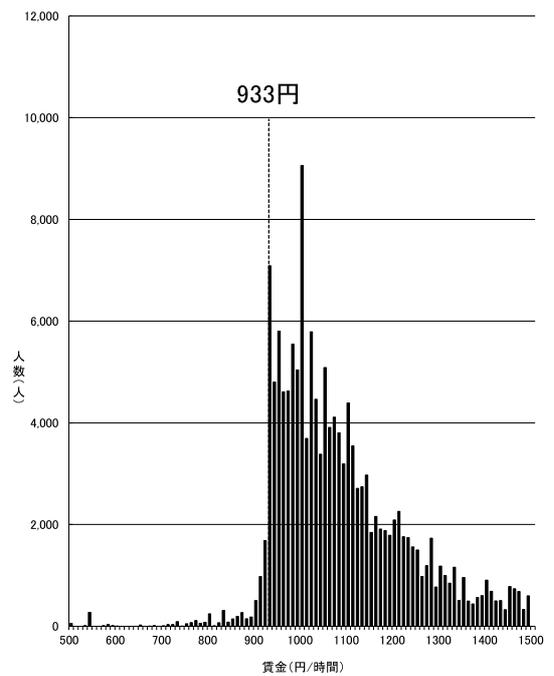


資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)



資料出所:厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和4年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成26～令和5年度）

		年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)			780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)
Aランク	未満率 (%)		2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1
	影響率 (%)		9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4
Bランク	未満率 (%)		1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6
	影響率 (%)		5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5
Cランク	未満率 (%)		1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1
	影響率 (%)		6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1
Dランク	未満率 (%)		1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	—
	影響率 (%)		6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	—
計	未満率 (%)		2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	影響率 (%)		7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成26～令和5年）

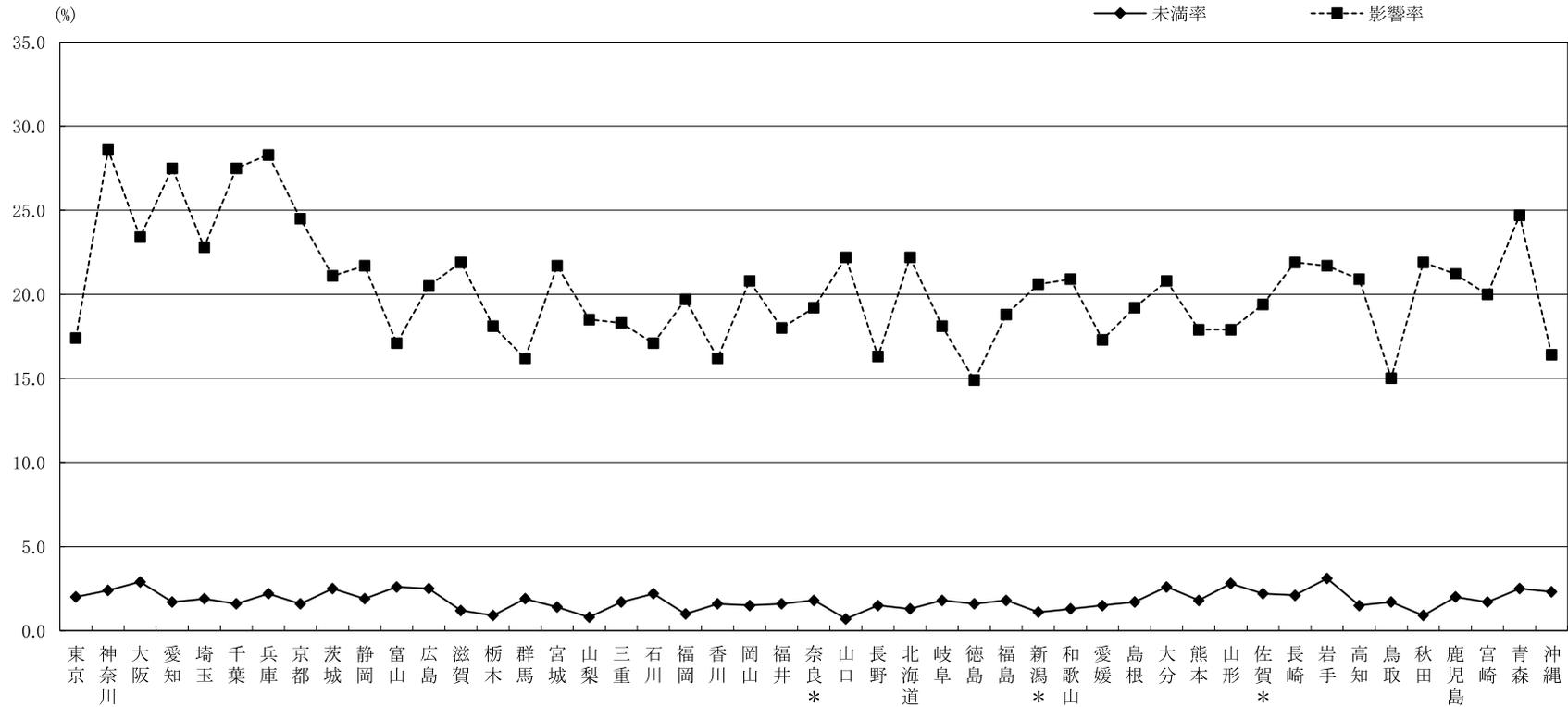
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、令和5年度より3ランクとなっている。
 5 各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 1.9%

影響率(全国加重平均) 21.6%



	東	神	大	愛	埼	千	兵	京	茨	静	富	広	滋	栃	群	宮	山	三	石	福	香	岡	福	奈	山	長	北	岐	徳	福	新	和	愛	島	大	熊	山	佐	長	岩	高	鳥	秋	鹿	宮	青	沖	全	
	京	奈	阪	知	玉	葉	庫	都	城	岡	山	島	賀	木	馬	城	梨	重	川	岡	川	山	井	良	口	野	海	道	阜	島	島	潟	歌	媛	根	分	本	形	賀	崎	手	知	取	田	児	崎	森	縄	平均
未満率	2.0	2.4	2.9	1.7	1.9	1.6	2.2	1.6	2.5	1.9	2.6	2.5	1.2	0.9	1.9	1.4	0.8	1.7	2.2	1.0	1.6	1.5	1.6	1.8	0.7	1.5	1.3	1.8	1.6	1.8	1.1	1.3	1.5	1.7	2.6	1.8	2.8	2.2	2.1	3.1	1.5	1.7	0.9	2.0	1.7	2.5	2.3	1.9	
影響率	17.4	28.6	23.4	27.5	22.8	27.5	28.3	24.5	21.1	21.7	17.1	20.5	21.9	18.1	16.2	21.7	18.5	18.3	17.1	19.7	16.2	20.8	18.0	19.2	22.2	16.3	22.2	18.1	14.9	18.8	20.6	20.9	17.3	19.2	20.8	17.9	17.9	19.4	21.9	21.7	20.9	15.0	21.9	21.2	20.0	24.7	16.4	21.6	

資料出所 厚生労働省「令和5年最低賃金に関する基礎調査」

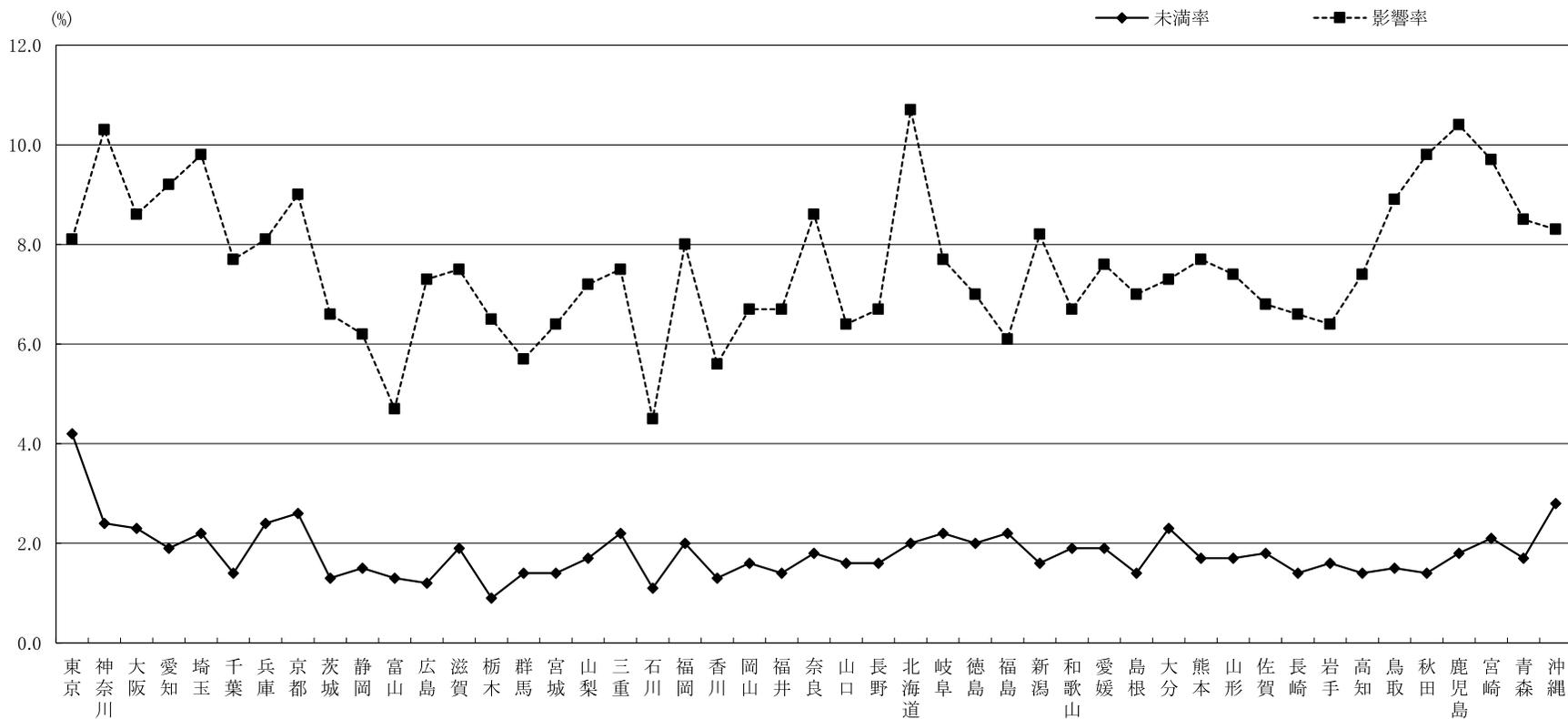
(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和5年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したものの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和5年)

未満率(全国加重平均) 2.4%

影響率(全国加重平均) 8.1%



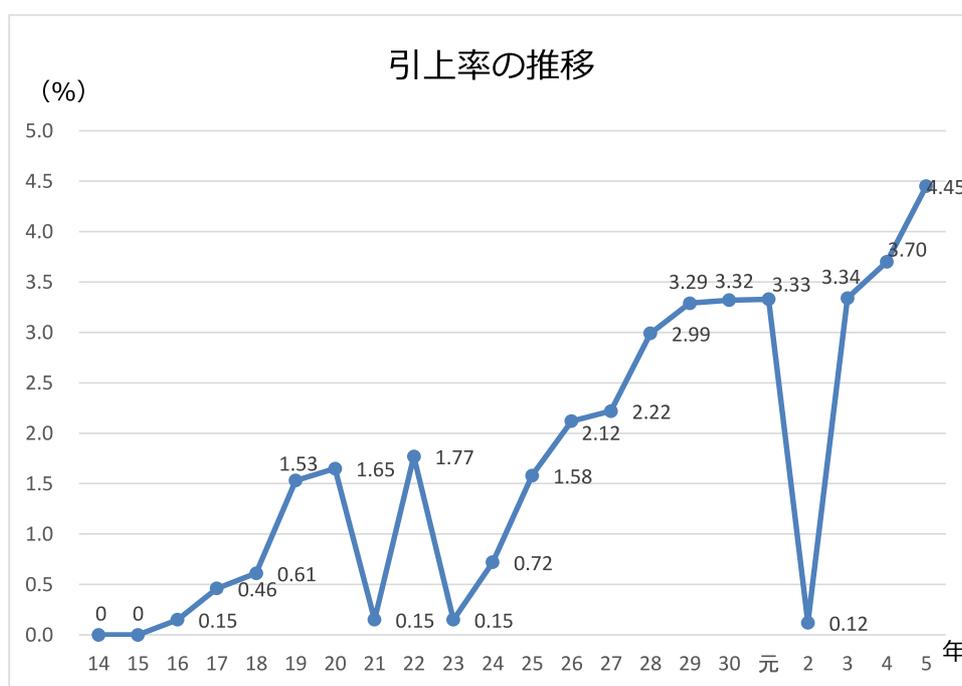
	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	兵 庫	京 都	茨 城	静 岡	富 山	広 島	滋 賀	栃 木	群 馬	宮 城	山 梨	三 重	石 川	福 岡	香 川	岡 山	福 井	奈 良	山 口	長 野	北 海 道	岐 阜	徳 島	福 島	新 潟	和 歌 山	愛 媛	島 根	大 分	熊 本	山 形	佐 賀	長 崎	岩 手	高 知	鳥 取	秋 田	鹿 児 島	宮 崎	青 森	沖 縄	全 国 平 均
未満率	4.2	2.4	2.3	1.9	2.2	1.4	2.4	2.6	1.3	1.5	1.3	1.2	1.9	0.9	1.4	1.4	1.7	2.2	1.1	2.0	1.3	1.6	1.4	1.8	1.6	1.6	2.0	2.2	2.0	2.2	1.6	1.9	1.9	1.4	2.3	1.7	1.7	1.8	1.4	1.6	1.4	1.5	1.4	1.8	2.1	1.7	2.8	2.4
影響率	8.1	10.3	8.6	9.2	9.8	7.7	8.1	9.0	6.6	6.2	4.7	7.3	7.5	6.5	5.7	6.4	7.2	7.5	4.5	8.0	5.6	6.7	6.7	8.6	6.4	6.7	10.7	7.7	7.0	6.1	8.2	6.7	7.6	7.0	7.3	7.7	7.4	6.8	6.6	6.4	7.4	8.9	9.8	10.4	9.7	8.5	8.3	8.1

資料出所 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
- 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

山梨県最低賃金推移一覧（平成14年～令和5年）

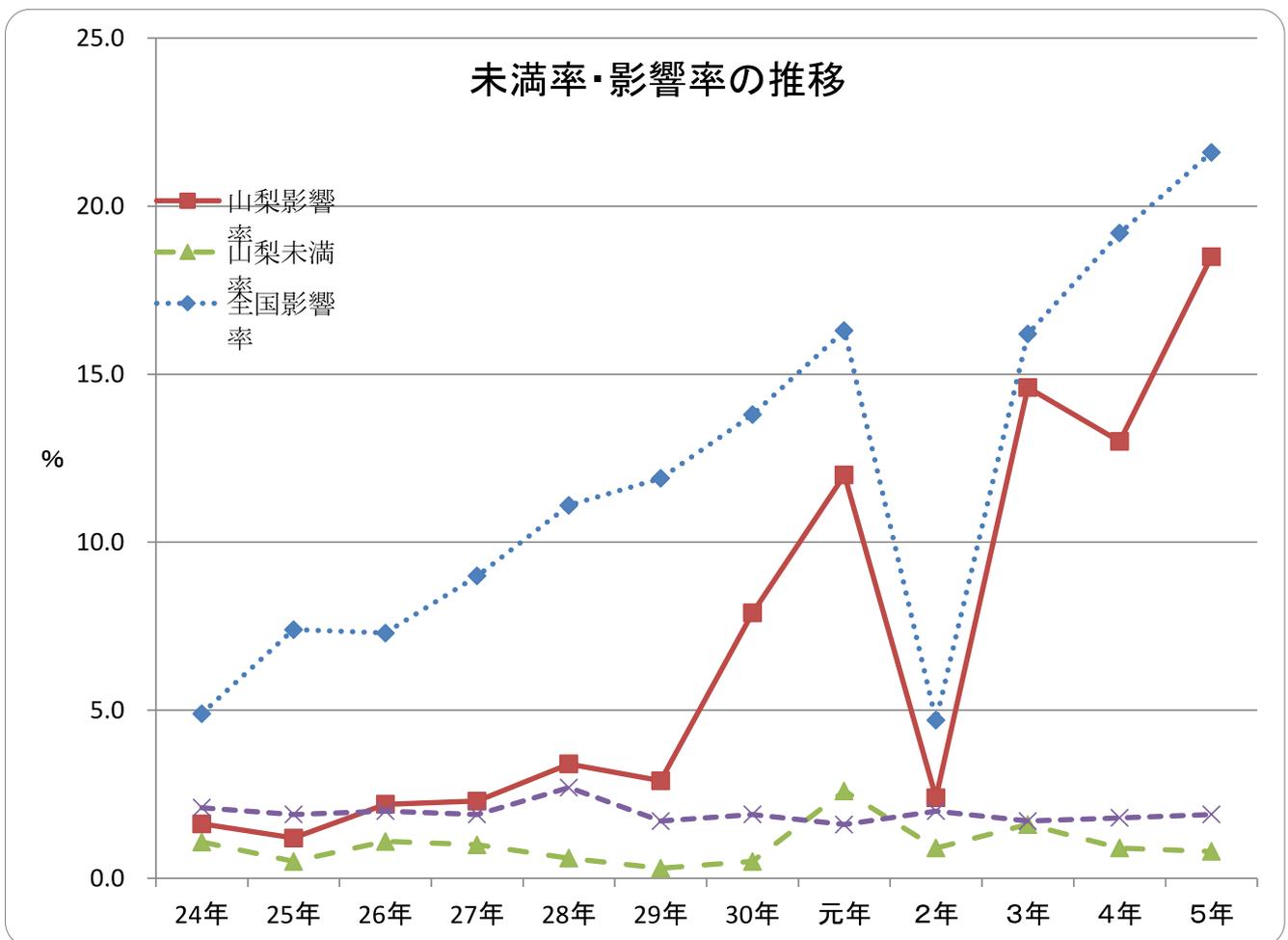
年	時間額(円)	引上額(円)	目安額との差	引上率(%)
14	647	0	—	0
15	647	0	±0	0
16	648	1	—	0.15
17	651	3	±0	0.46
18	655	4	+1	0.61
19	665	10	±0	1.53
20	676	11	+1	1.65
21	677	1	—	0.15
22	689	12	+2	1.77
23	690	1	±0	0.15
24	695	5	+1	0.72
25	706	11	+1	1.58
26	721	15	+1	2.12
27	737	16	±0	2.22
28	759	22	±0	2.99
29	784	25	±0	3.29
30	810	26	±0	3.32
元	837	27	±0	3.33
2	838	1	—	0.12
3	866	28	±0	3.34
4	898	32	+1	3.70
5	938	40	±0	4.45



山梨県最低賃金の未満率と影響率

単位(%)

		24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
山梨	影響率	1.6	1.2	2.2	2.3	3.4	2.9	7.9	12.0	2.4	14.6	13.0	18.5
	未満率	1.1	0.5	1.1	1.0	0.6	0.3	0.5	2.6	0.9	1.6	0.9	0.8
	最賃時間額(円)	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938
全国	影響率(加重)	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6
	未満率(加重)	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9
	最賃時間額(円)	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1004



資料出所：最低賃金に関する基礎調査

令和6年度 最低賃金実態調査（基礎調査）賃金階層別・業種別・規模別一覧

時間当り 所定内賃金額 (3手当を除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金適用産業計				(3) 製造業 (特定最低賃金適用業種を除く)				(4) 新聞・出版業				(5) 卸・小売業				(6) 学際・専門・技術サービス業				(7) 宿泊・飲食サービス業				(8) 生活関連サービス・娯楽業				(9) 医療・福祉業				(10) その他のサービス業			
	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人				
	計	134,480	53,199	62,970	18,311	127,774	52,446	61,235	14,093	29,736	6,087	9,556	14,093	101	57	51		37,567	17,711	19,856		4,368	2,610	1,758		20,403	9,246	11,157		7,341	3,849	3,492		18,573	7,361	11,212		9,685	5,532	4,153
- 927	1,836 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					701 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
928 - 928	1,836 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					701 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
929 - 929	1,836 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					701 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
930 - 930	1,836 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					701 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
931 - 931	1,836 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					701 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
932 - 932	1,840 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
932 - 933	1,840 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
933 - 934	1,840 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
934 - 934	1,840 (1.4)	1,429 (2.7)	1,429 (0.6)	377 (0.2)	1,751 (1.4)	1,382 (2.6)	1,382 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			311 (1.5)	311 (3.4)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
935 - 935	1,879 (1.4)	1,468 (2.8)	1,468 (0.6)	377 (0.2)	1,790 (1.4)	1,421 (2.7)	1,421 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			350 (1.7)	350 (3.8)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
936 - 936	1,879 (1.4)	1,468 (2.8)	1,468 (0.6)	377 (0.2)	1,790 (1.4)	1,421 (2.7)	1,421 (0.6)	354 (0.1)	175 (0.6)	106 (1.7)	54 (0.6)	15 (0.1)					703 (1.9)	514 (2.9)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			350 (1.7)	350 (3.8)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
937 - 937	1,981 (1.5)	1,570 (3.0)	1,570 (0.6)	377 (0.2)	1,892 (1.5)	1,523 (2.9)	1,523 (0.6)	354 (0.1)	210 (0.7)	141 (2.3)	54 (0.6)	15 (0.1)					729 (1.9)	543 (3.1)	187 (0.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			388 (1.9)	388 (4.2)			197 (2.7)	197 (5.1)			220 (1.2)	133 (1.8)	86 (0.8)		126 (1.3)	99 (1.8)	27 (0.6)	
938 - 938	5,419 (4.0)	2,798 (5.3)	2,485 (3.9)	137 (0.7)	5,202 (4.1)	2,714 (5.2)	2,399 (3.9)	86 (0.6)	627 (2.1)	211 (3.5)	327 (3.4)	89 (0.6)	51 (100.0)				1,087 (2.9)	714 (4.0)	373 (1.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			1,742 (8.5)	894 (9.7)	849 (7.6)		297 (4.0)	197 (5.1)	100 (2.9)		885 (4.8)	453 (6.2)	431 (3.8)		490 (5.1)	222 (4.0)	268 (6.5)	
939 - 939	5,422 (4.0)	2,798 (5.3)	2,485 (3.9)	139 (0.8)	5,202 (4.1)	2,714 (5.2)	2,399 (3.9)	86 (0.6)	627 (2.1)	211 (3.5)	327 (3.4)	89 (0.6)	51 (100.0)				1,087 (2.9)	714 (4.0)	373 (1.9)		22 (0.5)	22 (0.8)			1,742 (8.5)	894 (9.7)	849 (7.6)		297 (4.0)	197 (5.1)	100 (2.9)		885 (4.8)	453 (6.2)	431 (3.8)		490 (5.1)	222 (4.0)	268 (6.5)	
940 - 940	10,744 (8.0)	4,930 (9.3)	5,510 (8.7)	304 (1.7)	10,365 (8.1)	4,809 (9.2)	5,363 (8.8)	194 (1.4)	1,522 (5.1)	457 (7.5)	871 (9.1)	194 (1.4)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,442 (12.0)	1,593 (17.9)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
941 - 941	10,771 (8.0)	4,930 (9.3)	5,537 (8.8)	304 (1.7)	10,392 (8.1)	4,809 (9.2)	5,390 (8.8)	194 (1.4)	1,549 (5.2)	457 (7.5)	898 (9.4)	194 (1.4)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,442 (12.0)	1,593 (17.9)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
942 - 942	10,780 (8.0)	4,930 (9.3)	5,537 (8.8)	312 (1.7)	10,392 (8.1)	4,809 (9.2)	5,390 (8.8)	194 (1.4)	1,549 (5.2)	457 (7.5)	898 (9.4)	194 (1.4)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,442 (12.0)	1,593 (17.9)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
943 - 943	10,792 (8.0)	4,930 (9.3)	5,549 (8.8)	312 (1.7)	10,392 (8.1)	4,809 (9.2)	5,390 (8.8)	194 (1.4)	1,549 (5.2)	457 (7.5)	898 (9.4)	194 (1.4)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,442 (12.0)	1,593 (17.9)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
944 - 944	10,833 (8.1)	4,969 (9.3)	5,549 (8.8)	315 (1.7)	10,431 (8.2)	4,848 (9.2)	5,390 (8.8)	194 (1.4)	1,549 (5.2)	457 (7.5)	898 (9.4)	194 (1.4)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,481 (12.2)	1,632 (17.9)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
945 - 945	11,129 (8.3)	5,008 (9.4)	5,549 (8.8)	317 (1.7)	10,723 (8.4)	4,886 (9.3)	5,390 (8.8)	342 (2.6)	1,803 (6.1)	457 (7.5)	898 (9.4)	327 (2.5)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,519 (12.3)	1,670 (18.1)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
946 - 946	11,129 (8.3)	5,008 (9.4)	5,549 (8.8)	317 (1.7)	10,723 (8.4)	4,886 (9.3)	5,390 (8.8)	342 (2.6)	1,803 (6.1)	457 (7.5)	898 (9.4)	327 (2.5)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,519 (12.3)	1,670 (18.1)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
947 - 947	11,129 (8.3)	5,008 (9.4)	5,549 (8.8)	317 (1.7)	10,723 (8.4)	4,886 (9.3)	5,390 (8.8)	342 (2.6)	1,803 (6.1)	457 (7.5)	898 (9.4)	327 (2.5)	51 (100.0)				3,060 (8.1)	1,114 (6.3)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,519 (12.3)	1,670 (18.1)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325 (7.1)	613 (8.3)	712 (6.2)		886 (9.1)	296 (5.4)	589 (14.2)	
948 - 948	11,162 (8.0)	5,041 (9.5)	5,549 (8.8)	312 (1.7)	10,752 (8.0)	4,915 (9.8)	5,390 (8.8)	447 (3.2)	1,803 (6.1)	457 (7.5)	898 (9.4)	447 (3.2)	51 (100.0)				3,088 (8.2)	1,143 (6.5)	1,946 (9.8)		289 (6.6)	44 (1.7)	245 (14.0)		2,519 (12.3)	1,670 (18.1)	849 (7.6)		791 (10.8)	691 (17.9)	100 (2.9)		1,325							

令和6年度 最低賃金実態調査（基礎調査）賃金階層別・業種別・規模別一覧

時間当り 所定内賃金額 (3手出を除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金通用産業計				(3) 製造業 (特定最低賃金適用業種を除く)				(4) 新聞・出版業				(5) 卸・小売業				(6) 学際・専門・技術サービス業				(7) 宿泊・飲食サービス業				(8) 生活関連サービス・娯楽業				(9) 医療・福祉業				(10) その他のサービス業			
	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人	合計	1～9人	10～29人	30～99人				
	(13.1)	(16.2)	(13.1)	(4.0)	(13.3)	(16.1)	(13.1)	(3.9)	(9.4)	(13.3)	(15.1)	(3.9)	(5.1)	(50.5)	(100.0)	(100.0)	(14.8)	(12.6)	(16.8)	(9.1)	(3.96)	(11.0)	(2.86)	(16.3)	(3.784)	(2.875)	(9.10)	(8.2)	(2.16)	(1.283)	(2.99)	(8.6)	(1.772)	(6.93)	(1.078)	(9.5)	(10.7)	(7.6)	(14.8)	(14.8)
967	17,573	8,606	8,237	730	16,984	8,418	8,015	551	2,803	809	1,443	551	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	5,560	2,228	3,332	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,283	299	(8.6)	1,772	693	1,078	(9.5)	10,336	420	616	(10.7)
968	17,593	8,606	8,257	730	16,984	8,418	8,015	551	2,803	809	1,443	551	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	5,560	2,228	3,332	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,283	299	(8.6)	1,772	693	1,078	(9.5)	10,336	420	616	(10.7)
969	17,595	8,606	8,259	730	16,984	8,418	8,015	551	2,803	809	1,443	551	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	5,560	2,228	3,332	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,283	299	(8.6)	1,772	693	1,078	(9.5)	10,336	420	616	(10.7)
970	18,901	8,838	9,191	873	18,233	8,630	8,917	685	3,097	915	1,497	685	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,443	2,285	4,158	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,793	693	1,100	(9.7)	10,336	420	616	(10.7)
971	19,030	8,838	9,247	945	18,347	8,630	8,972	749	3,212	915	1,552	745	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,443	2,285	4,158	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,793	693	1,100	(9.7)	10,336	420	616	(10.7)
972	19,092	8,873	9,274	945	18,409	8,665	8,999	745	3,274	950	1,579	745	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,443	2,285	4,158	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,793	693	1,100	(9.7)	10,336	420	616	(10.7)
973	19,174	8,928	9,268	968	18,462	8,719	8,999	745	3,294	950	1,579	745	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,443	2,285	4,158	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
974	19,221	8,955	9,283	983	18,506	8,747	8,999	760	3,289	950	1,579	760	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,472	2,314	4,158	396	396	110	286	(16.3)	3,784	2,875	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
975	19,346	9,022	9,341	983	18,627	8,815	9,052	760	3,289	950	1,579	760	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,553	2,342	4,211	396	396	110	286	(16.3)	3,823	2,914	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
976	19,376	9,044	9,349	983	18,648	8,837	9,052	760	3,289	950	1,579	760	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,553	2,342	4,211	418	418	132	286	(16.3)	3,823	2,914	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
977	19,421	9,083	9,349	989	18,687	8,875	9,052	760	3,289	950	1,579	760	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,553	2,342	4,211	418	418	132	286	(16.3)	3,862	2,953	910	(8.2)	1,632	1,332	299	(8.6)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
978	19,561	9,169	9,383	1,010	18,821	8,961	9,085	775	3,304	950	1,579	775	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,639	2,428	4,211	418	418	132	286	(16.3)	3,862	2,953	910	(8.2)	1,665	1,332	333	(9.5)	1,846	747	1,100	(10.0)	10,336	420	616	(10.7)
979	19,666	9,247	9,410	1,010	18,926	9,039	9,113	775	3,331	950	1,606	775	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	6,639	2,428	4,211	418	418	132	286	(16.3)	3,862	2,953	910	(8.2)	1,665	1,332	333	(9.5)	1,900	800	1,100	(11.0)	10,336	420	616	(10.7)
980	21,957	9,810	11,016	1,132	21,165	9,576	10,695	894	3,629	1,020	1,715	894	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,635	2,571	5,064	418	418	132	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,665	1,332	333	(9.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
981	21,963	9,810	11,016	1,138	21,165	9,576	10,695	894	3,629	1,020	1,715	894	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,635	2,571	5,064	418	418	132	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,665	1,332	333	(9.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
982	21,988	9,832	11,016	1,141	21,187	9,598	10,695	894	3,629	1,020	1,715	894	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,635	2,571	5,064	418	418	132	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,665	1,332	333	(9.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
983	22,030	9,834	11,049	1,147	21,220	9,598	10,728	894	3,629	1,020	1,715	894	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,635	2,571	5,064	418	418	132	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,698	1,332	366	(10.0)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
984	22,081	9,834	11,076	1,171	21,262	9,598	10,755	909	3,644	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,662	2,571	5,091	440	440	154	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,698	1,332	366	(10.0)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
985	22,214	9,884	11,160	1,171	21,392	9,647	10,836	909	3,699	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,688	2,571	5,117	440	440	154	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
986	22,243	9,912	11,160	1,171	21,421	9,676	10,836	909	3,699	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,717	2,600	5,117	440	440	154	286	(16.3)	4,602	3,147	1,455	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
987	22,358	9,941	11,247	1,171	21,537	9,704	10,923	909	3,699	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,772	2,628	5,144	440	440	154	286	(16.3)	4,663	3,147	1,516	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
988	22,461	9,980	11,308	1,174	21,636	9,743	10,984	909	3,699	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,772	2,628	5,144	440	440	154	286	(16.3)	4,762	3,186	1,577	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
989	22,561	10,019	11,368	1,174	21,736	9,782	11,045	909	3,699	1,020	1,715	909	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,772	2,628	5,144	440	440	154	286	(16.3)	4,862	3,224	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
990	22,792	10,076	11,465	1,251	21,947	9,839	11,125	983	3,773	1,020	1,715	983	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,909	2,685	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,862	3,224	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
991	22,822	10,076	11,492	1,254	21,974	9,839	11,152	983	3,800	1,020	1,715	983	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,909	2,685	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,862	3,224	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
992	22,894	10,115	11,519	1,260	22,041	9,878	11,179	983	3,828	1,020	1,824	983	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,909	2,685	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,900	3,263	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
993	22,926	10,143	11,519	1,263	22,069	9,907	11,179	983	3,828	1,020	1,824	983	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,938	2,714	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,900	3,263	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
994	22,978	10,171	11,527	1,272	22,104	9,942	11,179	983	3,863	1,056	1,824	983	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,938	2,714	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,900	3,263	1,637	(9.5)	1,748	1,382	366	(10.5)	2,001	880	1,121	(12.0)	1,164	494	670	(8.9)
995	23,073	10,256	11,530	1,287	22,197	10,020	11,179	998	3,878	1,056	1,824	998	51	(50.5)	(100.0)	(100.0)	7,938	2,714	5,224	440	440	154	286	(16.3)	4,978	3,341	1,637	(9.5)</												

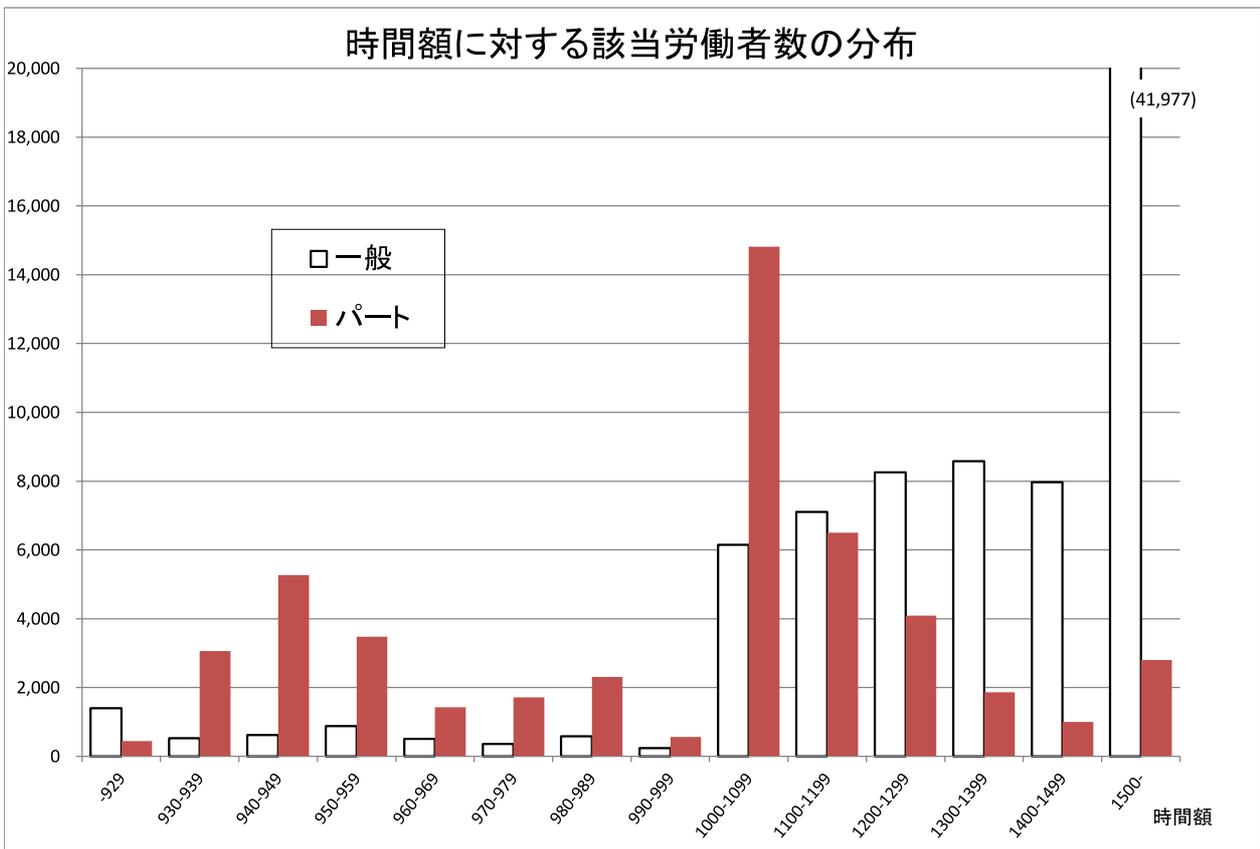
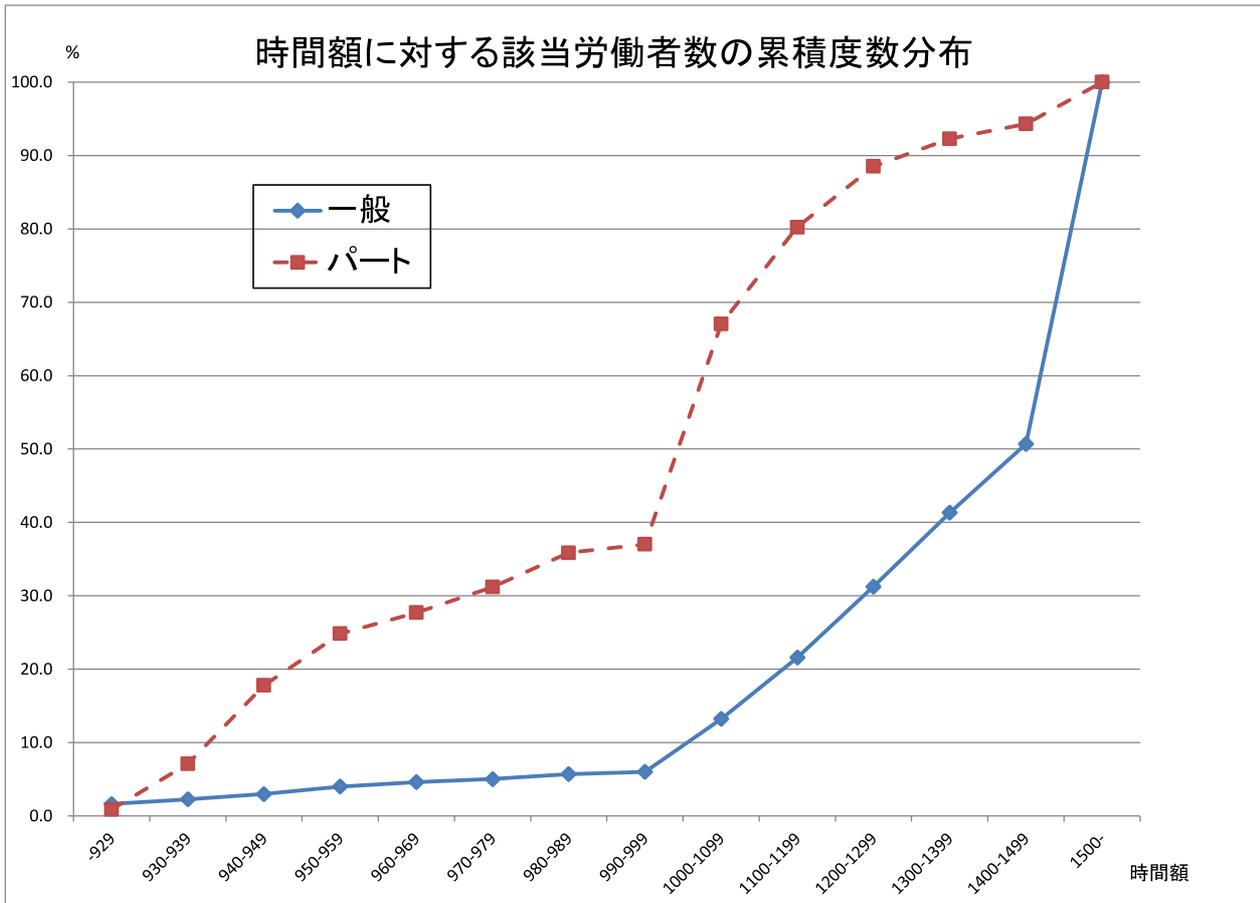
令和6年度 最低賃金実態調査（基礎調査）賃金階層別・業種別・規模別一覧

時間当り 所定内賃金額 (3手当てを除く)	(1) 全業種				(2) 地域別最低賃金適用産業計				(3) 製造業 (特定最低賃金適用業種を除く)				(4) 新聞・出版業				(5) 卸・小売業				(6) 学術・専門・技術サービス業				(7) 宿泊・飲食サービス業				(8) 生活関連サービス・娯楽業				(9) 医療・福祉業				(10) その他のサービス業			
	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人				
1420 1429	84,358 (62.7)	33,020 (62.1)	43,038 (68.3)	8,299 (45.3)	80,573 (63.1)	32,558 (62.1)	41,996 (68.6)	6,019 (42.7)	15,011 (50.5)	3,167 (52.0)	5,826 (61.0)	6,019 (42.7)	51 (50.5)	51 (100.0)	23,875 (63.6)	10,255 (57.9)	13,619 (68.6)	2,361 (40.3)	1,053 (74.4)	1,308 (74.4)	18,107 (88.7)	8,042 (87.0)	10,066 (90.2)	5,656 (77.0)	2,862 (74.4)	2,794 (80.0)	10,537 (56.7)	4,241 (57.6)	6,296 (56.2)	4,975 (51.4)	2,939 (53.1)	2,036 (49.0)	4,975 (51.4)	2,939 (53.1)	2,036 (49.0)	4,975 (51.4)	2,939 (53.1)	2,036 (49.0)		
1430 1439	85,192 (63.3)	33,317 (62.6)	43,383 (68.9)	8,492 (46.4)	81,354 (63.7)	32,844 (62.6)	42,327 (69.1)	6,182 (43.9)	15,300 (51.5)	3,237 (53.2)	5,881 (61.5)	6,182 (43.9)	51 (50.5)	51 (100.0)	23,985 (63.8)	10,312 (58.2)	13,673 (68.9)	2,405 (55.1)	1,097 (42.0)	1,308 (74.4)	18,207 (89.2)	8,081 (87.4)	10,126 (90.8)	5,689 (77.5)	2,862 (74.4)	2,827 (81.0)	10,693 (57.6)	4,267 (58.0)	6,425 (57.3)	5,025 (51.9)	2,988 (54.0)	2,036 (49.0)	5,025 (51.9)	2,988 (54.0)	2,036 (49.0)	5,025 (51.9)	2,988 (54.0)	2,036 (49.0)		
1440 1449	85,784 (63.8)	33,520 (63.0)	43,597 (69.2)	8,667 (47.3)	81,909 (64.1)	33,045 (63.0)	42,533 (69.5)	6,331 (44.9)	15,476 (52.0)	3,237 (53.8)	5,908 (61.8)	6,331 (44.9)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,040 (64.0)	10,341 (58.4)	13,699 (69.4)	2,427 (55.6)	1,119 (42.9)	1,308 (74.4)	18,267 (89.5)	8,081 (87.4)	10,187 (91.3)	5,738 (78.2)	2,911 (75.6)	2,827 (81.0)	10,784 (58.1)	4,294 (58.3)	6,490 (57.9)	5,125 (52.9)	3,062 (55.4)	2,063 (49.7)	5,125 (52.9)	3,062 (55.4)	2,063 (49.7)	5,125 (52.9)	3,062 (55.4)	2,063 (49.7)		
1450 1459	86,612 (64.4)	33,877 (63.7)	43,946 (69.8)	8,789 (48.0)	82,706 (64.7)	33,402 (63.7)	42,869 (70.0)	6,436 (46.6)	15,725 (52.9)	3,272 (53.8)	6,017 (61.5)	6,436 (46.6)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,200 (64.4)	10,427 (58.9)	13,779 (69.4)	2,427 (55.6)	1,119 (42.9)	1,308 (74.4)	18,328 (89.8)	8,081 (87.4)	10,247 (91.8)	5,738 (78.2)	2,911 (75.6)	2,827 (81.0)	11,057 (59.5)	4,481 (60.9)	6,576 (58.7)	5,175 (53.4)	3,112 (56.3)	2,063 (49.7)	5,175 (53.4)	3,112 (56.3)	2,063 (49.7)	5,175 (53.4)	3,112 (56.3)	2,063 (49.7)		
1460 1469	87,561 (65.1)	34,124 (64.1)	44,484 (70.6)	8,953 (48.9)	83,614 (65.4)	33,641 (64.1)	43,403 (70.9)	6,570 (46.6)	16,030 (53.9)	3,307 (54.3)	6,153 (64.4)	6,570 (46.6)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,400 (65.0)	10,541 (59.5)	13,859 (69.8)	2,427 (55.6)	1,119 (42.9)	1,308 (74.4)	18,367 (90.0)	8,119 (87.8)	10,247 (91.8)	5,738 (78.2)	2,911 (75.6)	2,827 (81.0)	11,321 (61.0)	4,507 (61.2)	6,813 (60.8)	5,280 (54.5)	3,136 (56.7)	2,143 (51.6)	5,280 (54.5)	3,136 (56.7)	2,143 (51.6)	5,280 (54.5)	3,136 (56.7)	2,143 (51.6)		
1470 1479	88,261 (65.6)	34,344 (64.6)	44,667 (71.3)	9,050 (49.4)	84,286 (66.0)	33,861 (64.6)	43,780 (71.5)	6,644 (47.1)	16,194 (54.5)	3,343 (54.9)	6,207 (65.0)	6,644 (47.1)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,564 (65.4)	10,598 (59.8)	13,966 (70.3)	2,427 (55.6)	1,119 (42.9)	1,308 (74.4)	18,427 (90.3)	8,119 (87.8)	10,308 (92.4)	5,788 (78.8)	2,961 (76.9)	2,827 (81.0)	11,503 (61.9)	4,561 (62.0)	6,943 (61.9)	5,331 (55.0)	3,161 (57.1)	2,170 (52.3)	5,331 (55.0)	3,161 (57.1)	2,170 (52.3)	5,331 (55.0)	3,161 (57.1)	2,170 (52.3)		
1480 1489	88,981 (66.2)	34,489 (64.8)	45,281 (71.9)	9,210 (50.3)	84,964 (66.5)	34,006 (64.8)	44,179 (72.1)	6,778 (48.1)	16,410 (55.2)	3,343 (54.9)	6,289 (65.8)	6,778 (48.1)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,754 (66.2)	10,655 (60.2)	14,099 (71.0)	2,468 (56.5)	1,119 (42.9)	1,349 (76.7)	18,588 (91.1)	8,158 (88.2)	10,429 (93.5)	5,788 (78.8)	2,961 (76.9)	2,827 (81.0)	11,525 (62.1)	4,561 (62.1)	6,964 (62.1)	5,361 (55.6)	3,211 (52.3)	2,170 (52.3)	5,361 (55.6)	3,211 (52.3)	2,170 (52.3)	5,361 (55.6)	3,211 (52.3)	2,170 (52.3)		
1490 1499	89,699 (66.7)	34,757 (65.3)	45,616 (72.4)	9,326 (50.9)	85,616 (67.0)	34,289 (65.3)	44,509 (72.7)	6,838 (48.5)	16,668 (56.1)	3,378 (55.5)	6,452 (67.5)	6,838 (48.5)	51 (50.5)	51 (100.0)	24,893 (66.3)	10,741 (60.6)	14,152 (71.3)	2,468 (56.5)	1,119 (42.9)	1,349 (76.7)	18,626 (91.3)	8,197 (88.7)	10,429 (93.5)	5,788 (78.8)	2,961 (76.9)	2,827 (81.0)	11,665 (62.8)	4,614 (62.7)	7,051 (62.9)	5,457 (56.3)	3,260 (58.9)	2,197 (52.9)	5,457 (56.3)	3,260 (58.9)	2,197 (52.9)	5,457 (56.3)	3,260 (58.9)	2,197 (52.9)		
1500	134,480 (100.0)	53,199 (100.0)	62,970 (100.0)	18,311 (100.0)	127,774 (100.0)	52,446 (100.0)	61,235 (100.0)	14,093 (100.0)	29,736 (100.0)	6,087 (100.0)	9,556 (100.0)	14,093 (100.0)	101 (100.0)	50 (100.0)	37,567 (100.0)	17,711 (100.0)	19,856 (100.0)	4,368 (100.0)	2,610 (100.0)	1,758 (100.0)	20,403 (100.0)	9,246 (100.0)	11,157 (100.0)	7,341 (100.0)	3,849 (100.0)	3,492 (100.0)	18,573 (100.0)	7,361 (100.0)	11,212 (100.0)	9,685 (100.0)	5,532 (100.0)	4,153 (100.0)	9,685 (100.0)	5,532 (100.0)	4,153 (100.0)	9,685 (100.0)	5,532 (100.0)	4,153 (100.0)		
月平均賃金	201,784	198,757	184,996	268,308	199,707	198,743	183,793	272,440	244,424	225,361	215,250	272,440	337,490	652,925	28,239	206,847	225,171	190,503	231,505	242,236	215,573	129,219	128,342	129,946	158,690	163,508	153,378	188,854	185,572	191,009	219,328	219,925	218,533	219,328	219,925	218,533	219,328	219,925	218,533	
時間当り平均	1,450	1,493	1,355	1,653	1,443	1,494	1,346	1,676	1,548	1,545	1,360	1,676	2,689	4,273	938	1,449	1,542	1,367	1,768	1,420	1,161	1,161	1,160	1,494	1,700	1,267	1,470	1,503	1,449	1,505	1,530	1,473	1,505	1,530	1,473	1,505	1,530	1,473		
月一人当り	134	130	130	162	133	130	130	162	155	140	155	162	89	149	30	135	140	131	141	137	146	106	104	107	115	119	110	125	122	127	143	142	144	143	142	144	143	142	144	
第1・20	940	938	940	971	940	938	940	971	940	940	940	971	938	2,285	938	940	940	940	940	976	940	938	938	938	940	880	958	940	938	940	940	938	940	940	938	940	940	938	940	
第1・10	950	950	950	1,020	950	950	950	1,030	950	950	950	1,030	938	2,285	938	940	954	940	940	982	1,000	940	940	940	940	940	983	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	940	
第1・4	1,029	1,000	1,010	1,208	1,024	1,000	1,011	1,240	1,129	1,080	1,041	1,240	938	2,285	938	1,000	1,022	980	1,093	1,166	1,050	1,000	950	1,000	1,000	950	1,000	1,091	1,056	1,094	1,104	1,156	1,062	1,104	1,156	1,062	1,104	1,156	1,062	
中位数	1,260	1,250	1,200	1,487	1,255	1,250	1,200	1,506	1,428	1,380	1,314	1,506	938	2,286	938	1,250	1,306	1,200	1,377	1,625	1,261	1,080	1,025	1,100	1,066	1,100	1,050	1,342	1,316	1,348	1,420	1,420	1,461	1,420	1,420	1,461	1,420	1,420	1,461	
四分位偏差	0.2421	0.2816	0.2208	0.2169	0.2438	0.2816	0.2188	0.2095	0.2143	0.2576	0.2089	0.2095	0.7180	0.8694	0.2728	0.3063	0.2504	0.2774	0.2822	0.1725	0.1019	0.1449	0.1000	0.1853	0.2264	0.1657	0.2154	0.2546	0.2059	0.2134	0.1954	0.2197	0.2134	0.1954	0.2197	0.2134	0.1954	0.2197		

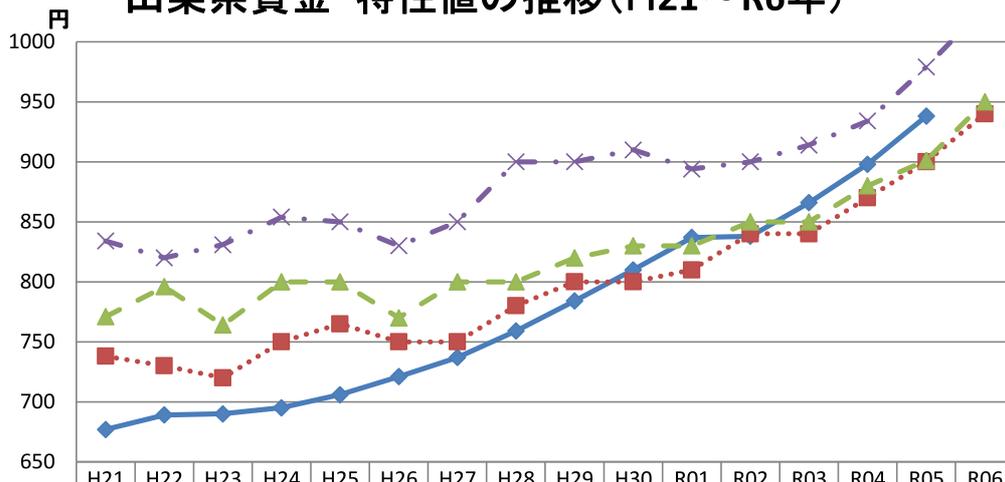
【上段】業種労働者数

【下段】業種構成別業種労働者数

令和6年 最低賃金実態調査結果(基礎調査)

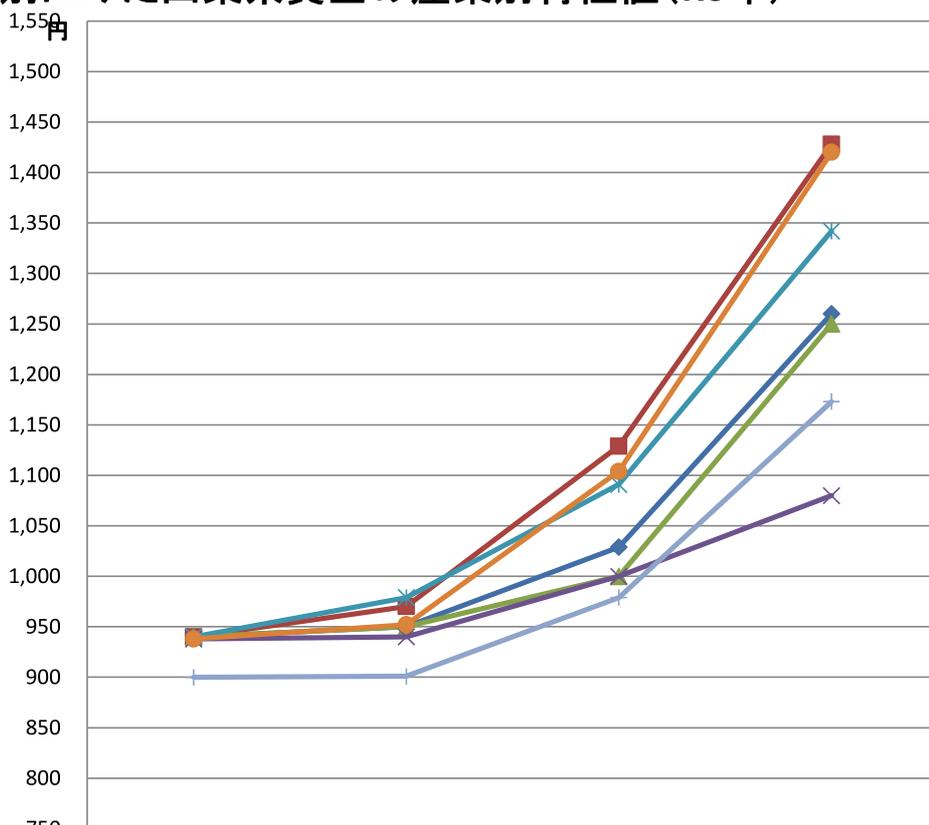


山梨県賃金・特性値の推移(H21～R6年)



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
◆ 地域別最賃	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	
● 第1・20	738	730	720	750	765	750	750	780	800	800	810	840	840	870	900	940
▲ 第1・10	771	796	764	800	800	770	800	800	820	830	830	850	850	880	901	950
× 第1・4	834	820	831	854	850	830	850	900	900	910	894	900	914	934	979	1,029

業種別にみた山梨県賃金の産業別特性値(R6年)



	第1・20	第1・10	第1・4	中位数
◆ R06年産業計	940	950	1,029	1,260
■ 製造業(特賃適用業種除く)	940	970	1,129	1,428
▲ 卸・小売	940	950	1,000	1,250
× 宿泊・飲食サービス業	938	940	1,000	1,080
✧ 医療・福祉	940	979	1,091	1,342
● その他のサービス業	938	952	1,104	1,420
◆ R05年産業計	900	901	979	1,173

未満率の算定及び影響率の試算について

資料8

本年の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、未満率を算定し、また、影響率の試算を行った。

【未満率】 現在の山梨県最低賃金額938円を下回っている労働者の割合
1.5%

【影響率】 改定された場合に当該改定額を下回ることとなる労働者の割合

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
938	0	-
939	1	4.0
940	2	4.0
941	3	8.0
942	4	8.0
943	5	8.0
944	6	8.0
945	7	8.1
946	8	8.3
947	9	8.3
948	10	8.3
949	11	8.3
950	12	8.4
951	13	10.9
952	14	11.1
953	15	11.1
954	16	11.2
955	17	11.4
956	18	11.4
957	19	11.4
958	20	11.5
959	21	11.6
960	22	11.6
961	23	12.3
962	24	12.3
963	25	12.3
964	26	12.3
965	27	12.5
966	28	12.7
967	29	13.0
968	30	13.1
969	31	13.1

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
970	32	13.1
971	33	14.1
972	34	14.2
973	35	14.2
974	36	14.3
975	37	14.3
976	38	14.4
977	39	14.4
978	40	14.4
979	41	14.5
980	42	14.6
981	43	16.3
982	44	16.3
983	45	16.4
984	46	16.4
985	47	16.4
986	48	16.5
987	49	16.5
988	50	16.6
989	51	16.7
990	52	16.8
991	53	16.9
992	54	17.0
993	55	17.0
994	56	17.0
995	57	17.1
996	58	17.2
997	59	17.2
998	60	17.3
999	61	17.4
1000	62	17.4
1001	63	23.1
1002	64	23.2
1003	65	23.2
1004	66	23.2
1005	67	23.3
1006	68	23.4
1007	69	23.4
1008	70	23.4
1009	71	23.5

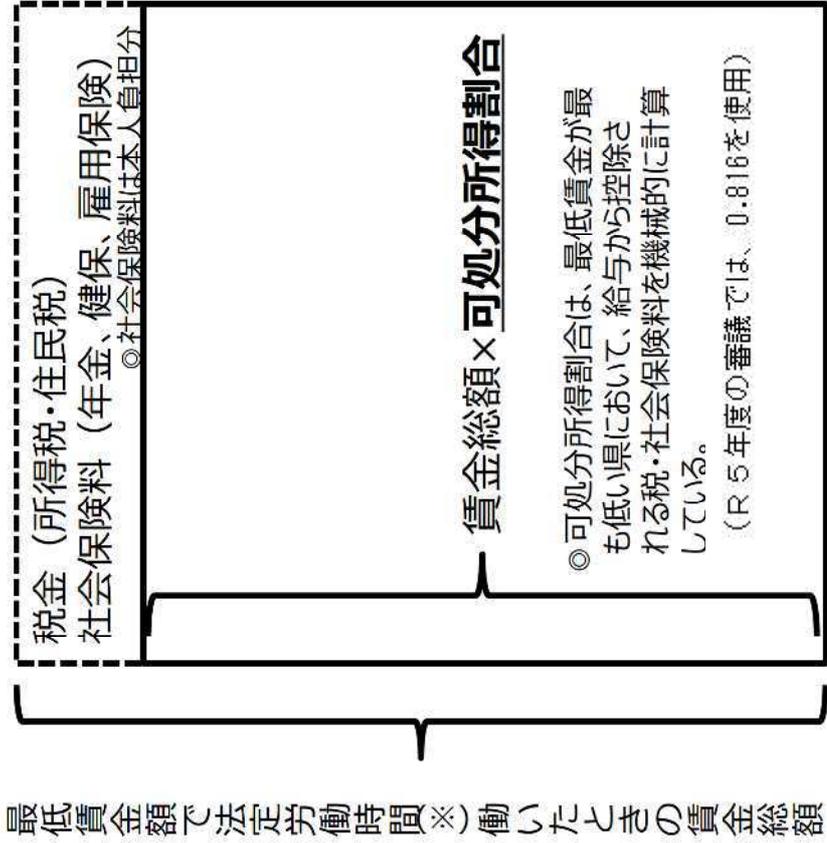
最低賃金と生活保護の比較について

○ 地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助がある。また、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し、生活保護は月額で決定される。このため単純な比較は困難。平成20年度の中央最低賃金審議会で、比較方法を整理し、以下の前提で比較を行っている。

- ・ 最低賃金の水準＝地域別最低賃金額×173.8(1箇月の労働時間)×可処分所得比率
- ・ 生活保護の水準＝生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値

【最低賃金】

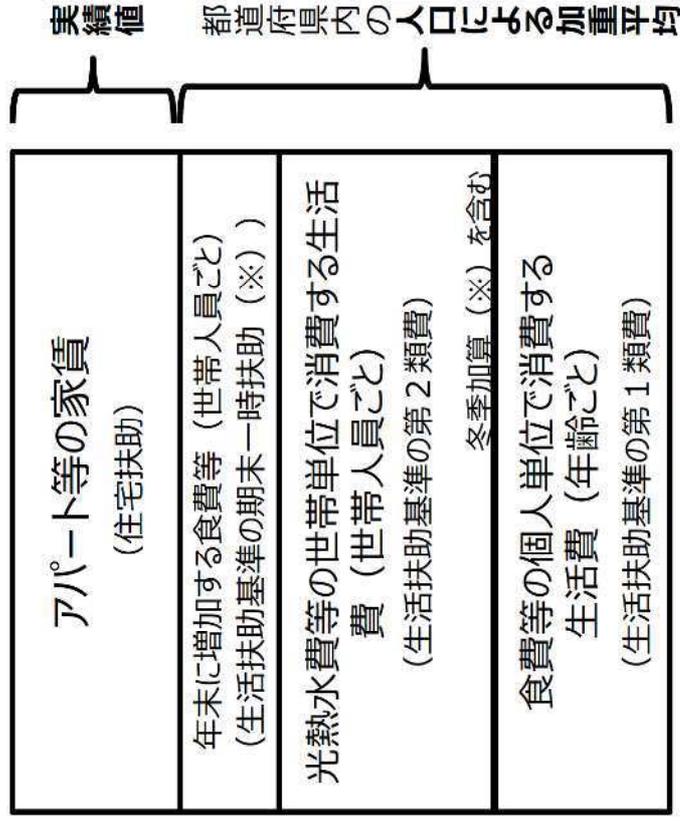
最低賃金額で働いたときの手取額



【生活保護】

若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定



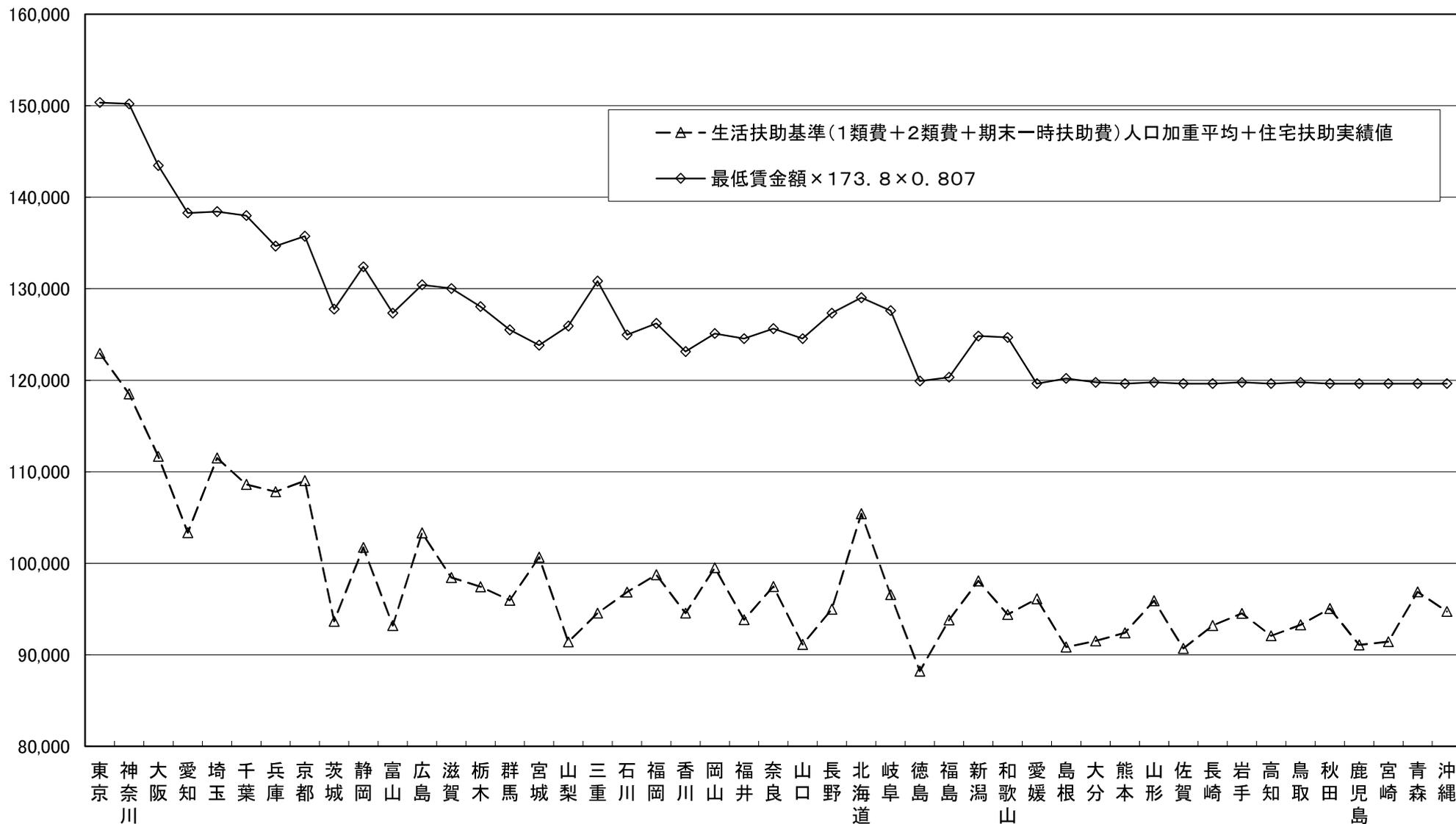
※週40時間÷7日×365日÷12か月 = 173.8時間

※1か月あたりの平均額

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

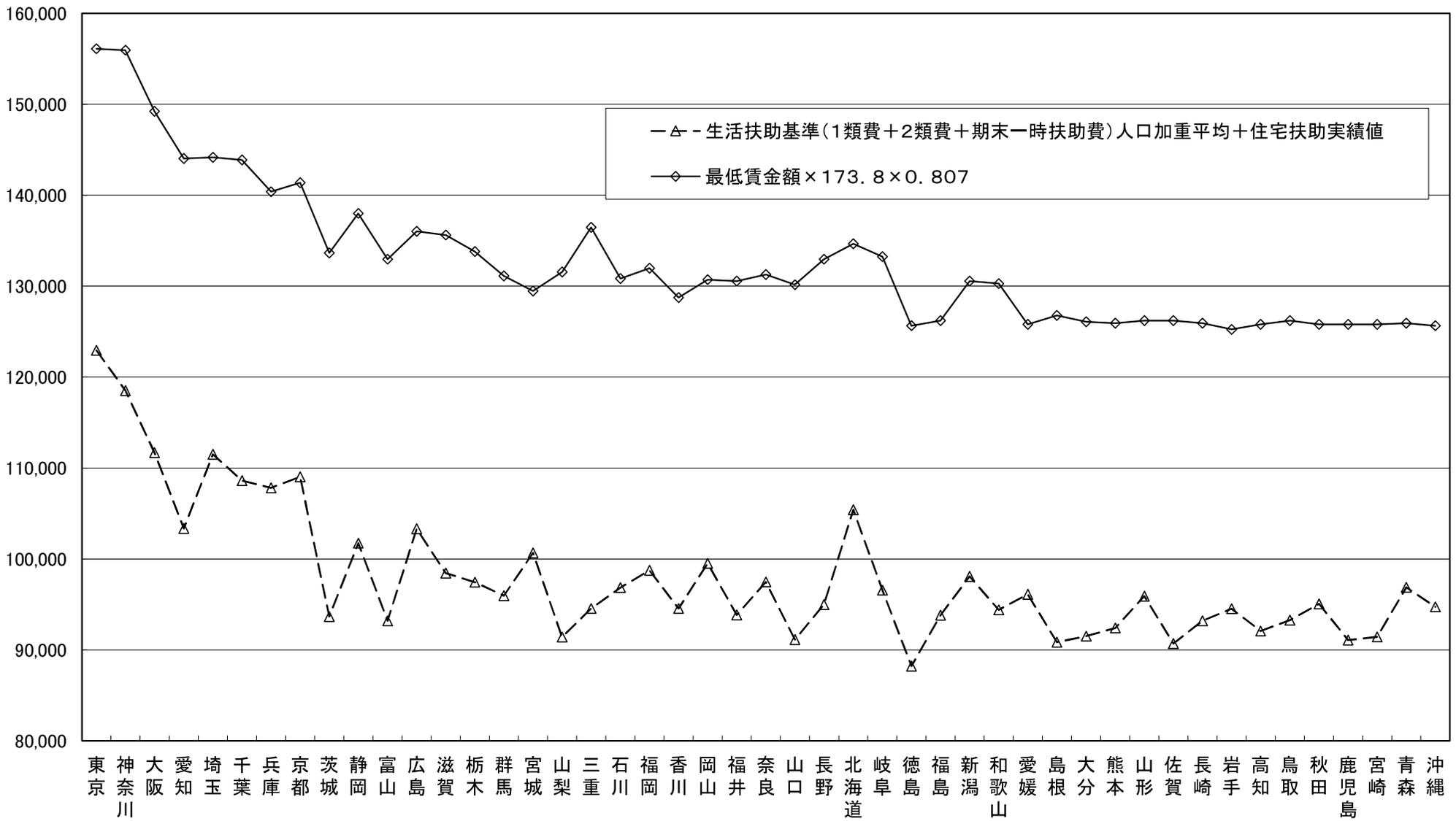
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものである。

注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和4年度、最低賃金のデータは令和5年度のものである。
 注4)0.807は時間額853円で月173.8時間働いた場合の令和4年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和4年度データに基づく乖離額 (A)	令和5年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.816→0.807)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△168	40	△208	△178	△31	△40	8	0	1
青森	△162	45	△207	△173	△35	△45	8	0	3
岩手	△180	39	△219	△192	△27	△39	7	0	4
宮城	△165	40	△205	△176	△30	△40	8	0	3
秋田	△175	44	△219	△185	△34	△44	7	0	3
山形	△170	46	△216	△179	△37	△46	8	0	2
福島	△189	42	△231	△200	△31	△42	7	0	3
茨城	△243	42	△285	△252	△33	△42	7	0	1
栃木	△218	41	△259	△226	△34	△41	8	0	0
群馬	△211	40	△251	△218	△33	△40	8	0	0
埼玉	△192	41	△233	△201	△32	△41	9	0	1
千葉	△209	42	△251	△219	△33	△42	9	0	1
東京	△195	41	△236	△207	△30	△41	10	0	2
神奈川	△226	41	△267	△235	△32	△41	9	0	△1
新潟	△191	41	△232	△201	△31	△41	8	0	2
富山	△243	40	△283	△253	△30	△40	7	0	3
石川	△200	42	△242	△210	△33	△42	8	0	2
福井	△219	43	△262	△230	△32	△43	7	0	4
山梨	△246	40	△286	△254	△32	△40	7	0	1
長野	△231	40	△271	△240	△31	△40	7	0	1
岐阜	△221	40	△261	△231	△31	△40	8	0	2
静岡	△219	40	△259	△228	△30	△40	8	0	2
愛知	△249	41	△290	△258	△32	△41	8	0	1
三重	△259	40	△299	△270	△29	△40	7	0	3
滋賀	△225	40	△265	△236	△29	△40	8	0	3
京都	△191	40	△231	△199	△32	△40	9	0	0
大阪	△227	41	△268	△236	△32	△41	9	0	0
兵庫	△191	41	△232	△200	△32	△41	8	0	0
奈良	△201	40	△241	△210	△30	△40	8	0	2
和歌山	△216	40	△256	△225	△31	△40	7	0	1
鳥取	△189	46	△235	△195	△40	△46	7	0	△1
島根	△209	47	△256	△219	△37	△47	7	0	3
岡山	△182	40	△222	△192	△30	△40	8	0	2
広島	△193	40	△233	△202	△32	△40	8	0	0
山口	△238	40	△278	△245	△33	△40	7	0	0
徳島	△226	41	△267	△235	△32	△41	7	0	2
香川	△204	40	△244	△212	△32	△40	7	0	0
愛媛	△168	44	△212	△178	△34	△44	8	0	3
高知	△196	44	△240	△204	△37	△44	7	0	0
福岡	△196	41	△237	△205	△32	△41	8	0	1
佐賀	△206	47	△253	△216	△38	△47	7	0	2
長崎	△188	45	△233	△197	△37	△45	7	0	1
熊本	△194	45	△239	△204	△35	△45	7	0	3
大分	△201	45	△246	△210	△37	△45	7	0	1
宮崎	△201	44	△245	△209	△36	△44	7	0	1
鹿児島	△204	44	△248	△212	△35	△44	7	0	2
沖縄	△177	43	△220	△185	△35	△43	7	0	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

最低賃金と生活保護との比較について（山梨県）

（令和6年7月計算）

1 前提

別添1「生活扶助基準額（令和2年10月改定反映）」による。

（1）生活保護の対象となる者について

年齢区分を18歳から19歳とした単身世帯

（2）山梨県の生活保護における級地区分

ア 2級地－1 甲府市

イ 3級地－1 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町（10市1町）

ウ 3級地－2 南アルプス市、北杜市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（2市7町6村）

※ 令和4年4月1日現在

（3）級地区別人口（令和2年国勢調査による）

ア 2級地－1 189,591人

イ 3級地－1 408,851人

ウ 3級地－2 211,532人

エ 合計 809,974人

※ 平成22年10月1日以降市町村合併なし

（4）最低生活費の算出について（令和3年度）

ア 生活扶助基準（第1類費及び第2類費）年齢：18～19歳

① 2級地－1 71,460円

② 3級地－1 68,430円

③ 3級地－2 66,940円

イ 冬季加算（11月から3月まで）

地域：V区・1人 4,630円

ウ 期末一時扶助費（12月のみ）1人

① 2級地－1 12,880円

② 3級地－1 11,610円

③ 3級地－2 10,970円

エ 住宅扶助実績値（令和3年度実績）

単身被保護世帯数 甲府市： 2,021世帯

山梨県(甲府市を除く)： 2,909世帯

合計 4,930世帯

住宅扶助実績値 甲府市： 20,818.8円

山梨県(甲府市を除く)： 19,022.6円

(20,818.8円×2,021世帯 + 19,022.6円×2,909世帯)÷4,930世帯

= 19,758.9326977…円(計算過程で1円未満四捨五入せず)

住宅扶助実績値 19,759円

2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解において算出された生活保護水準及び最低賃金との比較について

(1) 手取額でみた最低賃金額について

時給898円（令和4年度山梨県最低賃金）で月173.8時間（40時間×365／7÷12か月）働いた場合の1か月の収入（手取額）は、

898円×173.8時間×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）=125,950円

※ 0.807は、令和4年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率

※ 1円未満四捨五入

(2) 生活保護水準について

衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたもの。

ア 生活扶助基準（令和4年度）

① 第1類費及び第2類費基準額（冬季加算を除く）

第1類費と第2類費の人口加重平均を求めると

[(71,460円×189,591人) + (68,430円×408,851人) + (66,940円×211,532人)] ÷809,974人=68,750.1円

② 第2類費のうち冬季加算（1か月平均）

冬季加算は、毎年11月から3月までの5か月のみ支給されるので、1か月平均を算出する。

県内の冬季加算（1か月平均）

4,630×5÷12=1,929.2円

③ 期末一時扶助費（1か月平均）

期末一時扶助費は、毎年12月に一時金として支給されるもので、1か月平均を算出する。

a 2級地－1 12,880円÷12=1,073.3円

b 3級地－1 11,610円÷12= 967.5円

c 3級地－2 $10,970円 \div 12 = 914.2円$

(人口加重平均)

$$\begin{aligned} & [(1,073.3円 \times 189,591人) + (967.5円 \times 408,851人) + (914.2円 \times 211,532人)] \div 809,974人 \\ & = 978.3円 \end{aligned}$$

④ 生活扶助基準の合計

生活扶助の合計＝1類費及び2類費＋2類費冬季加算（1か月平均）＋期末一時扶助費（1か月平均）

以上の結果、生活扶助の合計は、71,658円

※ なお、④は人口加重平均による小数点以下の端数処理を1類費及び2類費＋2類費冬季加算＋期末一時扶助費を足し合わせた後に四捨五入しているため、①から③を足し合わせた額と一致しない場合がある。

イ 住宅扶助

住宅扶助実績値 19,759円

※ 令和4年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3－10表（別添2）による山梨県の単身被保護世帯1世帯当たり住宅扶助値の値

ウ 生活扶助と住宅扶助の合計について

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準 (71,658円) + 住宅扶助実績値 (19,759円)} \\ & = \underline{91,417円} \end{aligned}$$

3 生活保護水準及び最低賃金との比較について

① 山梨県における手取額でみた1か月当たりの最低賃金額は、

125,950円

② 山梨県における年齢区分を18歳から19歳とした単身世帯で県内人口加重平均をした生活保護水準額は、91,417円

③ 以上のことから、125,950円－91,417円＝34,533円となり、手取額でみた1か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を上回っている。

したがって、山梨県の場合は、最低賃金との乖離があるとして引き上げを要する額は認められない。

生活扶助基準額（令和 2 年 10 月改定反映）

○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
18～19 歳 1 人	77,050	73,830	71,460	71,460	68,430	66,940

※令和 2 年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・ 1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・ 1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・ 1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・ 1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・ 1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・ 1 人	2,630	11 月から 3 月まで

（冬季加算地区区分）

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他

○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

2022年度被保護者調査(年次調査)

第3-10表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・都道府県一指定都市一中核市・保護の決定状況別

注：都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

都道府県一指定都市一中核市	都道府県一指定都市一中核市	保護の決定状況	保護の決定状況	保護の決定状況	世帯人員総数	1人	2人	3人
都道府県	山梨県	世帯数			(世帯) 3406	2909	374	72
都道府県	山梨県	最低生活費			(円) 95871.9	85566.2	137614.6	185514.7
都道府県	山梨県	最低生活費	生活扶助		(円) 73156.9	63836.5	113086.7	150854.9
都道府県	山梨県	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円) 259.1	250.2	386.6	137.5
都道府県	山梨県	最低生活費	住宅扶助		(円) 19766.2	19022.6	22495.4	26320.1
都道府県	山梨県	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円) 19375.6	18649.6	22244.1	26320.1
都道府県	山梨県	最低生活費	教育扶助		(円) 288.1	-	372.7	3760.3
都道府県	山梨県	最低生活費	出産扶助		(円) -	-	-	-
都道府県	山梨県	最低生活費	生業扶助		(円) 96.6	-	338.7	1317.6
都道府県	山梨県	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円) 95.4	-	328.5	1317.6
都道府県	山梨県	最低生活費	一時扶助		(円) 2564.2	2707.1	1321.0	3261.7
都道府県	山梨県	最低生活費	葬祭扶助		(円) -	-	-	-
都道府県	山梨県	収入充当額			(円) 34502.7	28945.0	58325.2	85093.3
都道府県	山梨県	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円) 31619.4	26113.9	55273.8	81901.8
都道府県	山梨県	扶助額			(円) 62913.3	58254.1	80448.2	101022.9
都道府県	山梨県	本人支払額			(円) 1510.8	1593.9	1158.9	601.5
都道府県	山梨県	収入認定額			(円) 37059.7	30615.1	64231.1	97484.1
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入		(円) 5814.8	3442.6	14773.1	34666.3
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円) 31244.9	27172.5	49458.0	62817.8
都道府県	山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円) 28761.7	24956.5	45738.9	58032.5
都道府県	山梨県	控除額			(円) 2557.0	1670.0	5905.8	12390.8
都道府県	山梨県	控除額	実費控除		(円) 474.8	241.8	1497.9	2328.1
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除		(円) 2068.6	1422.6	4374.7	10062.8
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円) 2053.5	1422.6	4312.6	9764.7
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円) -	-	-	-
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円) -	-	-	-
都道府県	山梨県	控除額	勤労控除	(再)未成年者控除	(円) 15.1	-	62.0	298.1
都道府県	山梨県	控除額	その他の控除		(円) 13.7	5.6	33.3	-
中核市(別掲)	甲府市	世帯数			(世帯) 2319	2021	230	37
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費			(円) 99996.7	89758.3	148107.3	199193.9
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生活扶助		(円) 77846.5	68748.2	122024.1	165285.7
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円) 883.3	829.8	1440.9	902.7
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	住宅扶助		(円) 21499.5	20818.8	25067.0	27029.6
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円) 21196.8	20500.4	24901.7	26481.1
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	教育扶助		(円) 358.7	-	455.6	5069.7
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	出産扶助		(円) -	-	-	-
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生業扶助		(円) 78.4	-	207.4	1065.7
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円) 73.9	-	184.3	1065.7
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	一時扶助		(円) 213.6	191.3	353.3	743.2
中核市(別掲)	甲府市	最低生活費	葬祭扶助		(円) -	-	-	-
中核市(別掲)	甲府市	収入充当額			(円) 32985.0	27301.7	59918.7	89274.3
中核市(別掲)	甲府市	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円) 30865.6	25120.1	58388.4	87861.2
中核市(別掲)	甲府市	扶助額			(円) 68121.1	63699.7	88349.5	110486.3
中核市(別掲)	甲府市	本人支払額			(円) 1109.4	1243.1	160.8	566.6
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額			(円) 35641.3	28875.2	65445.0	107815.6
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入		(円) 5855.0	3160.1	13645.6	37198.4
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円) 29786.3	25715.1	51799.5	70617.3
中核市(別掲)	甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円) 28582.3	24692.3	50307.2	67973.8
中核市(別掲)	甲府市	控除額			(円) 2656.3	1573.5	5526.3	18541.4
中核市(別掲)	甲府市	控除額	実費控除		(円) 445.8	153.7	784.5	5232.8
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除		(円) 2149.8	1415.9	4463.1	11459.2
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円) 2104.7	1415.9	4311.8	10510.6
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円) -	-	-	-
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円) -	-	-	-
中核市(別掲)	甲府市	控除額	勤労控除	(再)未成年者控除	(円) 45.1	-	151.3	948.5
中核市(別掲)	甲府市	控除額	その他の控除		(円) 60.6	4.0	278.7	1849.4

令和6年度
労使からの意見聴取
結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

【事例1】

○会社名：A社（匿名希望）

○事業の概要

：切削部品製造およびキャリアテープ製造

○労働者数：52名（男41名、女11名）

正社員45名（男34名、女10名）

パート 7名（男 6名、女 1名）

外国人 0名、障がい者1名

事例 1 - 1

使用者側からの意見聴取
対象者：総務部総務課係長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日8時間00分、週40時間00分

所定休日：週休2日制

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給184,100円

(職種：製造部門)

パート社員の最も低い賃金額：時給1,070円

(職種：品質管理(検査員))

最近の景況感（新型コロナウイルス感染症の影響も含む）及び今後の見込み

- 今期の売上計画としては昨年より上昇している。
- 自動車部品及び半導体の景況が改善されてきている。
- 6月から機械設備増設により受注も増加している。
- しかし、機械増設に伴い改修工事を実施、人員も増員している為費用は増加している。

近年の労働者数の推移

- 若い年齢層の定着率が低く平均年齢は上がってきている。
- 昨年中途入社及び本年4月に機械設備増設に伴い、正規社員を増員。20代～30代の方が増え平均年齢の上昇は抑えられた。
- 採用した社員に応募の理由を聞いてみると、
 - ・土日休みである。（子育てするには土日休みが良い）
 - ・会社のホームページを見て働きやすい職場だと思った。（頻繁にブログを更新し、会社の行事や四季折々の会社の様子などが発信されている。）などの理由であった。
- 正規・非正規の比率については正規社員の比率が増加。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況①

- 会社で等級表を作成している。
- 新卒については、最終学歴によって判断。
- 中途入社については、最終学歴、年齢及びスキル、また在職中の従業員との兼ね合いをみて判断。
- 賃金改定をする際には、中小企業の一般的な水準や周辺と同業種の事業場の求人票などを参考にしているが、大企業の賃上げには届いていないのが現状。
- コロナ禍ではなかなか賃金改定ができなかったが、ここ何年かは毎年改定している。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況②

- 昨年は、若干ベースアップを実施したが、今年は、物価高騰の影響を踏まえ昨年より、約4.0%アップした。定期昇給を含めると約6.0%アップ。
- 今年も昨年度同水準のアップを予定していたが、大手企業のベースアップ率が報道されたり、物価が高騰していることから、昨年より高いアップとなった。

最低賃金に係る認識

- 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。
- 最低賃金を下回らないよう意識している。
- ひと昔前に比べると高いと感じるが、現在の物価状況を見る限りでは、妥当もしくは少ないのではないかと考えている。
- 近年の市場に対する対応としては、やむを得ない引上げ額ではあるが、30円～50円くらいで抑えてほしい。雇い入れ側としては年々上がる幅が増えていけば雇用が厳しくなってくる。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響

- 現状、従業員の賃金は最低賃金以上となっているため影響はない。将来的に賃金が上がった場合には、人件費がコストアップすることが考えられる。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況

- 電気料金や物価の上昇に対する価格転嫁は、取引先に理解があり、価格転嫁してもらうことができている。また、当社も価格転嫁について理解し取引を行っている。しかし、人件費に対する価格転嫁は難しく実施できていない。

働き手のスキルアップ、企業の収益アップ・ 働く人の賃金アップへの取り組み

- 従業員のスキルアップに対して、外部研修を取り入れている。
- 従業員のスキルが上がることで作業能力が向上し収益アップにつながると思っている。

年収の壁が業務に及ぼす影響

- 全員が社会保険加入。
- 年収の壁にかかる業務への影響はない。

各種助成金の活用

- コロナ禍では、一部の部署を休業したが、雇用調整助成金を活用し、雇い止めなどはなかった。
- 業務改善助成金は事業場内の最低賃金が1,070円なので、対象とならない。
- 機械を導入する際に、当初は、新たに工場の建設を計画していたが、物価高騰などを受けて建設しなかった。その時も何か活用できる助成金や補助金を探したが、該当するものが見つからなかった。
- 助成金などは情報収集していき、活用できるものは活用していきたい。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- 物価が上昇している状況での賃金引上げは必要なのかもしれないが、その人材を雇用する側が対応できないのであれば意味がない。
- 賃金は上がったが働く場所がないという状況にならない様にしてほしい。
- 働く側と雇用する側とのバランスが取れた賃金改正を期待する。

事例 1 - 2

労働者からの意見聴取
対象者：製造部門主任

最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度があること、改定があることなどは、新聞やマスコミの報道で知っている。
- 罰則付きの法律ということも知っているが、内容までは知らない。
- 最低賃金の引上げ額、今の山梨県の最低賃金は、昨今の物価の高騰などを踏まえると少ないと感じる。また、海外の先進国などと比べると日本の所得は少ないと感じている。
- 最低賃金が定められていると、それより給料が下回らないという安心感があるが、そもそも最低賃金が全国的に低いという不安はある。

最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 物価などの上昇率と比べるともう少し引上げられても良いと思う。
- 1200円くらいになると不安感は少なくなると思う。

【事例2】

○会社名：B社（匿名希望）

○事業の概要

：法人向けユニフォーム提案及び販売、ワークウェア販売など

○労働者数：33名（男 8名、女25名）

正社員24名（男 8名、女16名）

パート 9名（男 0名、女 9名）

外国人 0名、障がい者 0名

事例2-1

使用者側からの意見聴取

対象者：専務取締役及び管理課長

所定労働時間・休日、賃金額

○所定労働時間

正社員：1日8時間30分、週40時間00分

パート：シフトによる

所定休日：基本的に土曜日、日曜日、祝日

○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給177,000円

(職種：営業事務)

パート社員の最も低い賃金額：時給950円

(職種：製造)

最近の景況感

(新型コロナウイルス感染症の影響も含む)

○BtoBは景況感が変わらないが、BtoCは景況感は悪くなっている。

○景況感が悪くなっている要因の一つとして、昨年実施されたPay Payの割引(ポイント還元付与)や自治体の地域振興券などの配布が今年はないことが考えされる。

○コロナ禍では、飲食やホテルなどの取引はがた落ちとなったが、当社の取引先はありとあらゆる業種なので、それほど影響はなかった。

近年の労働者数の推移

- 全体数は増加。
- 年齢構成は変化なし（20歳～24歳、35歳～39歳が多い）
- 正規・非正規の比率は変化なし。
- 正規社員は新卒を採用している。労働局が主催するイベントにも参加しているが、不調に終わることもある。
- 若者を山梨に就職・定着させるためには、もっと山梨の魅力をアピールする必要がある。

初任給や賃金改定の際に参考とする事項と改定状況

- 実績をベースにして自社で給与体系を決めている。
- 新卒などの初任給は他社と比べ（ハローワークの求人情報などを参考）、決定している。
- 給与改定をする際には、非正規社員は最低賃金額を参考にしている。正規社員は会社の利益、実績評価、また、春闘結果などの世間の情勢を参考にしている。
- 今年は、正規社員は定期昇給も含めて3,000円～8,000円/月、非正規社員は20円～80円/時間アップした。

最低賃金に係る認識

- 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。
- 法令遵守の観点、年収の壁の観点から、最低賃金は普段から意識している。
- 最近の物価高を考えると、938円は安いですが年収の壁もあり悩ましいところである。
- 最低賃金のアップ率が高いと思うが、昨今の物価高だとやむを得ないことだと思っている。

最低賃金が定められていることによる企業経営への影響

- 生産性が上がり賃金を上げるという流れが良いのだが、生産性が上がらなくても、最低賃金が上がりそれに伴い、賃金を上げることになると、経営状態を圧迫してしまう。

働き手のスキルアップ、企業の収益アップ・働く人の賃金アップへの取り組み

- 山梨県の「3UP」に賛同している。
- スキルアップのためにセミナーなどに参加。
- 業務改革や働き方改革の推進に力を入れている。

人件費・労務費を含めた 適正な価格転嫁の状況

- 仕入金額が上がった場合は、それを販売価格に転嫁することはできるが、当社の人件費が上がった分は価格転嫁できていない。
- 仕入金額には仕入先の会社の人件費の価格転嫁がなされている可能性もあるが、確認することはできない。

年収の壁が業務に及ぼす影響

- 業務時間調整が必要になり、調整業務を行うことにより、通常業務に影響がある。
- 毎年10月以降に業務時間を調整する社員がおり、調整により社員が出勤しない場合は、周りの社員に負担がかかる。
- 年収に関係なく、課税、社会保険を支払う制度になれば、年収の壁を気にしなくて働けると思う。ただ、助成や保障の仕組みを充実させて、就労者や会社を支える必要はある。その場合も複雑ではなく使いやすいものでなければならない。

各種助成金の活用

- キャリアアップ助成金は何度か申請したことがある。
- 以前、設備を整えるときに業務改善助成金のことも視野に入れて検討したが、結局、その設備を入れると生産性が悪くなるかもしれないという結論になった。
- 総体的に助成金の制度や手続きはわかりづらいと感じている。

最低賃金に関する行政及び 審議会への意見・要望

- 年収の壁の問題がなくなったうえで、賃金アップになるようにしていただけるとよい。

事例2-2

労働者からの意見聴取

対象者：商品グループ

(パート社員)

最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度があること、毎年改定があることは、テレビのニュースで報道されるので知っている。
- 今の最低賃金額は知らない。ニュースで報道されたときに、「自分は最低賃金以上だ」と思うくらいなので、金額は気にしていない。
- 最低賃金の引上げは、小刻みに行われていると思う。でも、上がっていることは良いこと。物価も上がっているので賃金が上がるのは助かる。
- 物価が上がっているので、最低賃金額938円は安い。1,000円になれば、「安い」と思わない。
- 会社によって差が出てしまうので、法律で最低賃金が定められていることは良いと思う。

年収の壁について

- 年収の壁（130万円）を意識して就労調整している。
- 扶養から外れてしまうと社会保険をかけなければならないので、外れないようにしている。
- 130万円を超えた場合は、長時間働かないと、収入がマイナスになる。
- 同僚には106万円を意識して就労している人もいる。
- 年収の壁の130万円をもっと広げてくれればよいと思う。

給与改定に関する要望 最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 扶養の範囲内（年収の壁）で働いているので、賃金（給与）が上がったところで生活は潤わないが、上がらないとモチベーションが上がらない。
この矛盾にモヤモヤしている。

2024年7月23日

山梨労働局

局長 高西 盛登 殿

電機連合
議
山梨県甲

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
山梨県において、電気機械器具等製造業を営む使用者に使用される労働者。
【13,859名】
2. 改正決定を申出る最低賃金の件名
【山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金】
3. 申出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。
なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
(2) 申出産業は、山梨県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
5. 添付書類
① 労働協約の写、② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写、③ 協議組織における合意の内容を表す書面の写、④ 機関決定の写、⑤ 個々の労働者又は従業員組織における合意書、⑥ 申出代表者に対する委任状、⑦ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
6. 疎明資料
1. 2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査（地域別統計表データ）
2. 山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査結果報告）

山梨県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

	産業分類	事業所数	労働者数
E28	電子部品・デバイス・電子回路	188	7,587人
E29	電気機械器具	140	4,220人
E30	情報通信機械器具	41	2,112人
	計	369	13,919人

資料出所：令和3年経済センサスー活動調査（山梨県）

適用労働者数 13,859人

総務省「令和3年経済センサスー活動調査」の値から令和5年度実態調査で復元した適用除外労働者を差し引き算出した人数。

（上記のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳）

合意ケース	組合支部、事業所数	合意する人
労働協約適用	9	3,287
必要性の機関決議	9	1,451
計	18	4,738

(合意する者の事業所別内訳)

① 労働協約適用労働者

【3, 287人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	(株)甲府明電舎	甲府明電舎労組	177
2	(株)甲府明電舎	明電舎労組広域支部中部分会甲府分室	60
3	NECプラットフォームズ(株)甲府/大月事業所	NECプラットフォームズ 労組山梨支部	450
4	富士通アイ・ネットワークシステムズ(株)	富士通アイ・ネット労組	264
5	ファナック(株)	ファナック労組	956
6	住友電工デバイス・イノベーション(株)	住友電工デバイス・イノベーション労組	911
7	富士電機(株)山梨工場	富士電機労組山梨支部	317
8	(株)日立パワーデバイス山梨工場	日立パワーデバイス労組	106
9	東芝エレベータ(株)上野原事業所	東芝エレベータ労組上野原分会	46

② 必要性の機関決議

【1, 451人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1	TDK(株)甲府工場	TDK労組甲府支部	333
2	北富士オリジン(株)	北富士オリジン労組	42
3	(株)光電製作所 上野原事業所	光電製作所労組上野原支部	15
4	丸茂電機(株)山梨工場	丸茂電機(株)従業員組合山梨支部	59
5	シチズン電子(株)	シチズン電子労組	159
6	コニカミノルタメカトロニクス(株)	BMMEユニオン	117
7	横河マニファクチャリング(株)甲府事業所	横河マニファクチャリング労組	461
8	新旭電子工業山梨(株)	新旭電子工業山梨労組	105
9	YITOAマイクロテクノロジー(株)	YITOAマイクロテクノロジー労組	160

【山梨県における生産額・出荷額・雇用者数】

	生産額(百万円)	出荷額(百万円)	従業員数(人)
製造業合計	2,395,904(107.15%)	2,427,843(107.69%)	58,654(101.48%)
電機産業計	471,996(109.56%)	470,957(109.21%)	13,371(105.40%)
電子部品・デバイス製造業	251,453(111.4%)	247,195(111.3%)	7,819(110.9%)
電気機械器具製造業	91,502(119.3%)	94,404(118.5%)	3,232(96.8%)
情報通信機械器具製造業	129,041(100.6%)	129,358(99.9%)	2,320(101.2%)
電機産業比率	19.70%	19.40%	22.80%

資料出所：2022年経済構造実態調査（地域別統計表）

従業員30人以上（）前年度比

【年間所定労働時間の実態】

2023年4月1日～2024年3月31日

富士通アイ・ネット 23. 4. 21～24. 4. 20

ファナック 23. 7. 1～24. 6. 30

住友電工デバイス 22. 12. 16～23. 12. 15

組合名	1日所定労働時間 (H:M)	年間労働日数 (日)	年間所定労働時間 (H:M)	年間休日日数 (日)
甲府明電舎	7:45	238	1844:30	128
明電舎	7:45	238	1844:30	128
NECプラットフォームズ	7:45	239	1852:15	127
富士通アイ・ネット	7:45	239	1852:15	127
ファナック	7:45	239	1852:15	127
住友電工デバイス・イノベーション	7:45	244	1891:12	121
富士電機	7:45	238	1844:30	128
日立パワーデバイス	7:45	239	1852:15	127
東芝エレベータ	7:45	238	1884:05	128

【疎明資料】

1. 2022年経済構造実態調査 製造業事業所調査(地域別統計表データ)
・都道府県別、東京特別区・政令指定都市別統計表 第1表(全事業所)

	従業者数 (人)	人件費及び 人材派遣会社への支払額 (万円)	平均年収 (万円)
電子部品デバイス	8,514	4,505,700	529.21
電気機械器具	3,928	1,802,200	458.81
情報通信機械器具	2,479	1,240,100	500.24

平均年収は「人件費及び支払額」÷ 従業者数の計算による

2. 山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き(毎月勤労統計調査結果報告)
・産業別・性別・就業形態別月間現金給与額(令和5年平均)

規 模	産 業	決まって支給する給与(円)		
		総 額	男	女
5人以上	産業計	250,496	310,716	185,284
	製造業	296,319	339,638	191,968
30人以上	産業計	280,164	340,777	207,825
	製造業	313,331	355,237	205,496

2024年7月23日

山梨労働局
局長 高西 盛登 様



基幹労連山梨県センター
委員長 [REDACTED]

自動車総連山梨地方協議会
議長 [REDACTED]

電機連山梨地方協議会
議長 [REDACTED]

JAM甲信山梨県連絡会
会長 [REDACTED]
(公印省略)

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲
山梨県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 3,069 人
2. 改正決定を申出る最低賃金の件名
山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。
なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(または使用者数)が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	(978 人)
<hr/>	
山梨県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者数 (3,069 人)	
労働協約による最低賃金額 = 1,089 円/時間	
現在適用されている法定最低賃金額 = 971 円/時間	
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申出合意書および委任状
 - ③山梨県における自動車・同附属品製造業の労働者数の概数および、このうち当該労働協約の適用を受ける労働者の概数。

以 上

<参考資料>

各組織の内訳

事業所名	組合名	適用 労働者数	年間所定労働 時間	事業内最低 賃金
三井金属㈱ ｲｽﾄ株式会社	三井金属㈱ ｲｽﾄ労働組合	108 名	1,928 時間	1,120 円
日立 Astemo 株式会社	日立 Astemo 労働組合 山梨支部	849 名	1,952 時間	1,137 円
盟和産業株式会社	盟和産業労働組合	21 名	1,952 時間	1,089 円
合 計		978 名		

※令和 5 年度 自動車・同付属部品製造業 適用労働者数	3,069 名
---------------------------------	---------

地域別最低賃金と特定最低賃金の相違

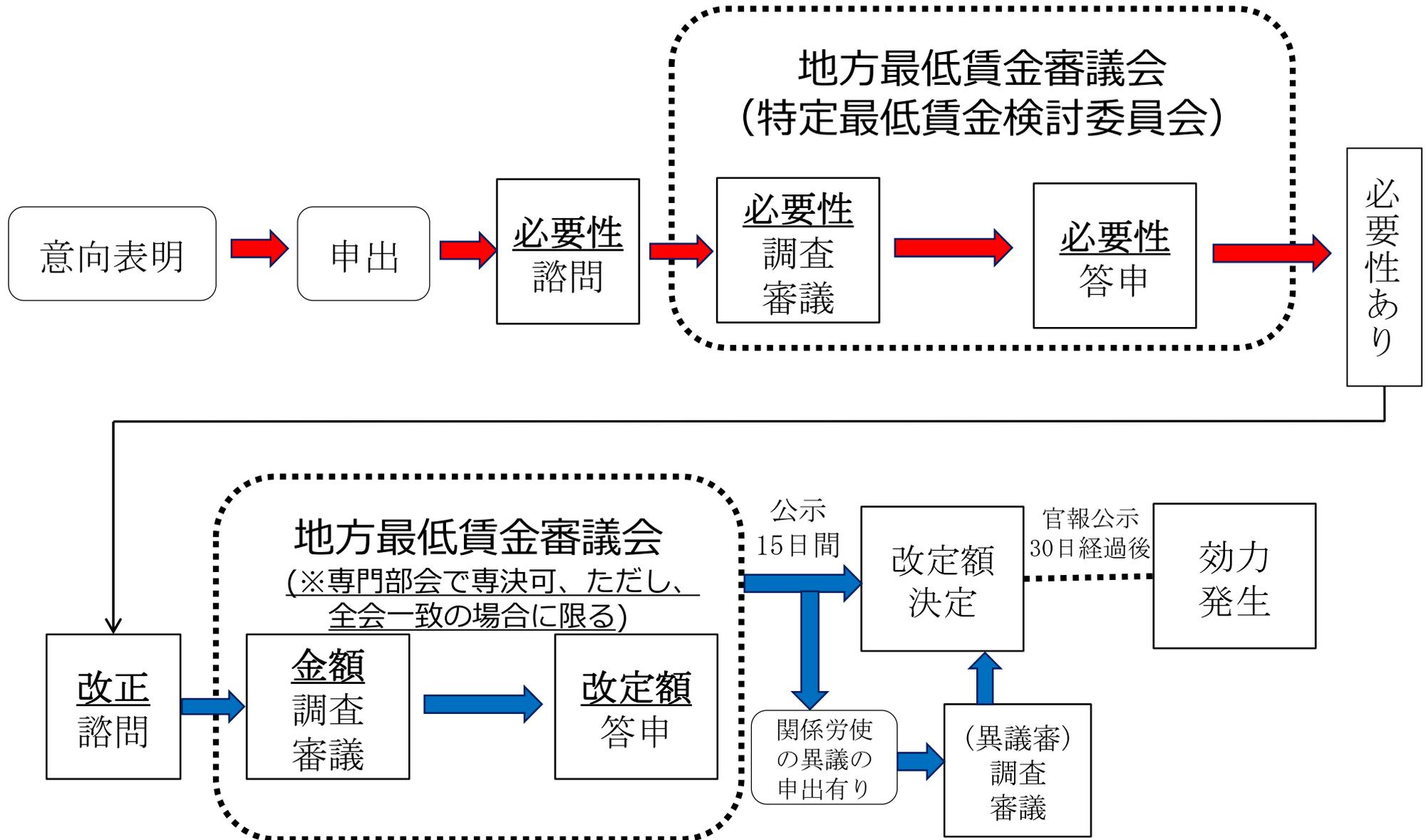
○ 地域別最低賃金

- ・すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット。
- ・都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定（行政機関に決定を義務づけ。）。

○ 特定最低賃金

- ・企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完。公正な賃金決定に資する。
- ・関係労使の申出により新設、改正又は廃止。
（関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定。）
 - * 関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール
 - * 特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回るものでなければならない（最賃法第16条）。
 - * 産業別最低賃金適用の考え方
 - ・原則として「小さくくり」（日本標準産業分類の小または細分類）の産業ごとに適用。
 - ・当該産業の基幹的労働者に適用。

特定最低賃金の改正等の手順



特定最低賃金の決定等のポイント

○ 決定等の申出要件（最低賃金法第15条第1項、昭和61年「運営方針」）

〈決定の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（1 / 2 以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合
[労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

〈改正又は廃止の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（概ね 1 / 3 以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合 [労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

○ 必要性の審議

- ・ 必要性の有無は、新産業別最低賃金の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力する。
(昭和57年中賃「了解事項」)

最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申し出に基づく最低賃金の決定、改正または廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

* 現在までのところ全会一致以外の運用はなされていない。

○ 金額審議

- ・ 公労使各3名で構成する専門部会で審議。
- ・ 労使各委員のうち2名は、当該産業に直接関係する労働者・使用者を代表する者で構成。
- ・ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。（平成14年中賃全協報告）

○ 昭和57年1月24日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和60年度に再検討を行うものとする。

○ 昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」新産業別最低賃金の運用方針（抜粋）

●新運用方針の考え方●

- ①旧運用方針(昭和57年答申)の考え方を踏襲(全会一致了解事項を含む)する。
- ②基幹的労働者の取扱いを拡大する。
- ③改正・廃止申出の要件を緩和する。
- ④転換の場合の経過措置として申出要件等を緩和する。

●基幹的労働者の取扱い●

協約ケースによる申出の場合は、協約の適用労働者を基幹的労働者として取扱うことができる。

●改廃申出の要件緩和●

- ①協約ケースの場合は、概ね1/3以上に協約が適用されていること(新設は、57答申同様、1/2)。
公正競争ケースの場合には、概ね1/3以上の合意がなされている場合が含まれること(57答申では、数値は明記されていなかった)。

●転換(昭和64年度前の転換申出を含む)の場合の経過措置●

①協約ケースの場合の申出要件緩和

概ね1/3以上(通常は概ね1/2以上)に協約適用で申出可。

②公正競争ケースの場合の必要性要件追補。

イ 旧産別最賃と地域最賃との金額差が大きく、廃止による格差拡大が予想されるか等も参考とする。

ロ 概ね1/3以上の合意による申出があった場合は、要件該当として取扱う。

③「くくり方」の取扱い

中分類以上のものは、適用除外状況・団体組織状況・基幹的業務の共通性等を勘案し、合理的なくくり方を地賃で決定。

④「基幹的労働者」の取扱い

イ 年齢・業務等の適用除外が適切に行われた後は、基幹的労働者として取扱って差し支えない。

ロ 対象数は、原則1,000人程度を基準に、地域の実情に応じて決定。

○ 平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」(抜粋)

●基本的な考え方●

- ①産別最賃のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適当。
- ②産別最賃の運用面について一定の改善が図られることが適当。

●個々の産業別最低賃金についての審議の促進等●

- ①「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。
- ②必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。
- ③公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けての関係労使の努力を期待。

●産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善●

①中小企業関係労使の意見の反映

- イ 中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。
- ロ 合意の当事者に中小企業関係労使がより含まれるように努めることが望ましいこと。

②賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営

- イ 申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明に当たっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。
- ロ 改正の必要性の審議に当たって、制度の趣旨を逸脱することがないと認められる場合には、一括して審議を行うこととする等、審議会の効率的運営に配慮すること。

○ 平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」(抜粋)

●基本的な考え方●

- ①産別最賃設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討。
- ②法改正を伴う事項も含めた産別最賃の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当。

●関係労使のイニシアティブ発揮による改善●

- ①申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ること。
- ②「必要性審議」について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。
- ③「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいこと。
- ④行政の役割とあいまって、当該産別最賃が適用される関係労使がその自主的な努力により、産別最賃の周知及び履行確保に努めることが望ましいこと。

●その他の改善●

- ①公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めること。賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ること。
- ②産別最賃における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて廃止等について調査審議を行うこと。
- ③申出の意向表明後速やかに、事務局から当該産別最賃の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知すること。
- ④産別最賃の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。

令和6年度 最低賃金改正等の推進について

令和6年3月13日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に係る代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2024年7月19日

山梨労働局 局長 高西 盛登 様
山梨地方最低賃金審議会 会長 反田 一富 様

山梨県労働組合総連
議長 [REDACTED]
甲府市德行4-3-
平和
Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申していただきますようお願いいたします。

■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,500円以上に引き上げることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、時給1,500円以上必要との結果が出されています。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行うよう要請すること。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう国及び県に要請することを求めます。

■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現するよう、国・県へ要請すること。

■ 集約数 ■
864人
297人

■ 提出日 ■
2024年6月28日
2024年7月19日

以上

2024年7月19日

山梨労働局
局長 高西 盛登 様
山梨地方最低賃金審議会
会長 反田 一富 様

山梨県労働組合連合会
議長 [REDACTED]
甲府市徳行4-3 [REDACTED]

歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで 最低賃金1500円以上への引き上げと全国一律制を求める要請書

日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

歴史的な物価高騰による実質賃金低下は過去最長の26ヶ月連続となり、最低賃金近傍で働く低所得な労働者ほど重くのしかかり、地域経済も冷え込ませています。最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定を図る」と定めています。今日のような急激な物価高騰下においては、1年に1回の改定ではその目的を果たすことができず、関係機関が前例にとられることなくその目的を達するために精励しなければなりません。

2023年の最低賃金の改定では、最高の東京都が1,113円、最低の岩手県は893円で220円もの大きな地方間格差を生じています。山梨県と東京都では175円の開きがあり、1年間(月150時間、年1800時間で計算した場合)で315,000もの所得格差を生んでいます。

全労連と地方組織が、これまで27都道府県で4万8000人の協力を得てとりくんできた最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な最低限度の生活を行うための賃金は「都市と地方で差がないこと」「時間額1,500円~1,700円必要」であることを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として最低賃金法を改正し、誰もが8時間働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設と、時給1,500円以上を求めています。今年1月に経済同友会の新浪代表幹事は、最低賃金も3年で2000円に引き上げる必要があると主張し、医療や介護、小売りなど人材不足が深刻な業種で人材を確保するためには大胆な目標を掲げる必要があるとの考えを示しました。経済界からも最低賃金大幅引き上げの声が上がっています。

昨年、第11回目安制度の在り方に関する全員協議会と中央最低賃金審議会が開催され、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」を発表し、4ランクを3ランクにすることを打ち出しました。しかし、昨年の改定結果は地域間格差を拡大するものとなりました。ランク方式自体が制度的に限界にきていることは明らかです。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。日本弁護士連合会を始め、全国の多くの弁護士会が地域別最低賃金を廃止して全国一律最低賃金制度の実施を求め、自民党においても最低賃金一元化推進議員連盟が旺盛に活動しています。全労連がとりくむ全国一律最低賃金の法制化を求める国会請願署名には、これまでに与野党120人を超える国会議員が紹介議員として名前を連ねています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援策の抜本的拡充がセットで必要です。地方最低賃金審議会のほとんどが中小・零細企業への支援策の拡充、価格転嫁などとりひきの適正化、税・社会保険料の減免、扶養控除等の見直し・検討などの政策要望を政府に示しています。最低賃金を引き上げる上で「支払い能力」を考慮するのであれば、少なくとも「支払い能力」を引き上げるための政策を国に求めなければ無責任であると言わざるを得ません。

以上の点から、2024年の最低賃金改定審議にあたって下記の項目について強く要請します。

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げること。

2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差を是正するよう上部機関に働きかけること。
4. 最低賃金の引き上げに欠かせない、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充強化するよう上部機関に働きかけること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を4割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任を行うこと。
6. 山梨地方最低賃金審議会を全て公開審議にし、審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述をおこなう機会を設けること。要望のある組織からの意見陳述を認めること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。

以 上

最低賃金審議関係の統計調査について

○ 賃金改定状況調査

【調査の対象】

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所とする。

(ア) 製造業、(イ) 卸売業、小売業、(ウ) 学術研究、専門・技術サービス業、(エ) 宿泊業、飲食サービス業、(オ) 生活関連サービス業、娯楽業、(カ) 医療、福祉、(キ) サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔当年 6 月 1 日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔当年 6 月 1 日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数〔当年 6 月分〕
- ニ 事業所の通常労働日の 1 日の所定労働時間数〔当年 6 月分〕
- ホ 事業所の年間所定労働日数〔前々年度分、前年度分〕
- ヘ 賃金改定状況

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔当年 6 月 1 日現在〕
- ロ 賃金形態〔前年 6 月分、当年 6 月分〕
- ハ 基本給額〔前年 6 月分、当年 6 月分（見込額）〕
- ニ 諸手当〔前年 6 月分、当年 6 月分（見込額）〕
- ホ 月間所定労働日数〔前年 6 月分、当年 6 月分〕
- ヘ 1 日の所定労働時間数〔前年 6 月分、当年 6 月分〕

○ 最低賃金に関する基礎調査

【調査の対象】

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、(ア)及び(イ)の産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者 30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。

(ア) 製造業、(イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業、(ウ) 卸売業、小売業、(エ) 学術研究、専門・技術サービス業、(オ) 宿泊業、飲食サービス業、(カ) 生活関連サービス業、娯楽業、(キ) 医療、福祉、(ク) サービス業（他に分類されないもの）

【調査事項】

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔当年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数、〔当年6月1日現在〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容〔当年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔当年6月分〕

ハ 基本給額〔当年6月分（見込額）〕

ニ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当〔当年6月分（各見込額）〕

ホ 月間所定労働日数〔当年6月分〕

ヘ 1日の所定労働時間数〔当年6月分〕

○ 賃金構造基本統計調査

【調査の対象】

- ・ 産業 日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕
- ・ 事業所 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所を対象とし、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を客体とする。

【調査事項】

(1) 事業所に係る事項

事業所の名称及び所在地並びに法人番号、主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数

(2) 労働者に係る事項

性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格



山梨労発基 0730 第 1 号
令和 6 年 7 月 30 日

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富 殿

山梨労働局長
高 西 盛 登

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



山梨労発基 0730 第 2 号
令和 6 年 7 月 30 日

山梨地方最低賃金審議会
会 長 反 田 一 富 殿

山梨労働局長
高 西 盛 登

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和 6 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長松井純一、電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹及び J A M 甲信山梨県連絡会会長杉原孝一から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。